

平成24年 3月 6日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成24年3月6日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 1号 東庄町暴力団排除条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第 2号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 10 議案第 3号 東庄町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 11 議案第 4号 東庄町図書館協議会に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 12 議案第 5号 東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 13 議案第 6号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 14 議案第 7号 香取広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香取広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更並びに香取広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 15 議案第 8号 香取広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議について

- 日程第 1 6 議案第 9 号 町道路線の廃止について
- 日程第 1 7 議案第 1 0 号 町道路線の認定について
- 日程第 1 8 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度東庄町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度東庄町一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
- 日程第 3 0 休会の件
- 本日の会議に付した案件
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 1 号 東庄町暴力団排除条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第 2 号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する

る条例の一部を改正する条例を制定することについて

- 日程第 1 0 議案第 3 号 東庄町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 1 議案第 4 号 東庄町図書館協議会に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 2 議案第 5 号 東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 3 議案第 6 号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 1 4 議案第 7 号 香取広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香取広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更並びに香取広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 1 5 議案第 8 号 香取広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 1 6 議案第 9 号 町道路線の廃止について
- 日程第 1 7 議案第 1 0 号 町道路線の認定について
- 日程第 1 8 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度東庄町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

出席議員（16名）

1 番 林 俊 之 君

2 番 大 網 正 敏 君

3番	石毛藤樹君
4番	花香孝彦君
5番	佐久間義房君
6番	板寺正範君
7番	城之内一男君
8番	高木武男君
9番	林甚一君
10番	鈴木正昭君
11番	多田和弘君
12番	土屋進君
13番	山崎ひろみ君
14番	宮崎正吾君
15番	高嶋雅弘君
16番	鎌形寿一君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町	長	岩田利雄君
副町	長	清水正幸君
監査委員		北山武彦君
まちづくり課	長	相馬良男君
総務課	長	菅谷武男君
病院事務	長	宇ノ澤康成君
町民課	長	池永芳則君
健康福祉課	長	林敏行君
会計管理者		鈴木努君
農業委員会事務局	長	金島正好君
教育委員会委員	長	向後元道君
教育	長	小澤茂君
教育課	長	五十嵐秀司君

出席事務局員（3名）

事務局	長	林	泰	雄
次	長	青	柳	清
主	査	林	昌	樹

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は15人です。

10番 鈴木正昭君から所用のため、会議におくれる旨、届け出がありました。

ただいまから、平成24年3月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、13番 山崎ひろみ君、3番 石毛藤樹君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高嶋雅弘君。

15番(高嶋雅弘君)

おはようございます。平成24年3月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る2月27日議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案24件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から16日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は5人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、諮問第1号を上程し、採決を行います。次に、同意第1号を上程し、採決を行います。次に、議案第1号から議案第14号までを順次上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目は、議案第15号から議案第22号までの、平成24年度各会計予

算を上程し、提案理由の説明、各会計の予算内容の説明を行います。次に、議会の議決をいただいて議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、お手元の予算審査特別委員会付託表のとおり、詳細な審査をこれに委託することとなります。ここで、暫時休憩し、引き続き議場において予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行います。次に、本会議を再開し、改めて委員長、副委員長の互選結果の報告を行い散会とします。

第3日目の8日から19日までは休会としまして、この間、8日、9日、12日には予算審査特別委員会を、13日、午前には文教福祉常任委員会協議会を、午後には総務産業常任委員会協議会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の16日は時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、議案第15号から議案第22号までの予算審査特別委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行いまして閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、一部事務組合の議会報告等を予定しております。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月16日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの11日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による本定例会の出席要求に対し、お手

元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため、欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果の報告について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、平成23年12月1日から平成24年2月29日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の庶務関係でございますけれども、去る2月26日、区長会総会が開催され、記載のとおり新役員さんが選出されました。各区長さんには行政協力員として各方面からご支援をいただいております。また、ことしから行政協力員まちづくり会議の委員として各地区の建設的なご意見、ご要望、提言をいただく等、さらなるご協力をいただくことになっております。

次に2ページ目、上段に住家災害見舞金のお届け状況を掲載しております。昨年5月の支給開始以来、件数では981件、金額で2,987万円を支給させていただいております。

次に、3ページ目、上段の町民課、賦課徴収関係でございますけれども、平成23年度町県民税を初め、国保税等の更正分納税通知書を記載のとおり発送いたしました。また、滞納処分として不動産の財産差押を1件執行しております。今後も、税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいりたいと存じます。

次に、6ページ目、環境関係の空間放射線量の測定でございますが、計数的に国の基準値を下回っているところでございます。今後も定期的に測定を続けてまいりたいと思います。

次に、8ページ目の衛生関係に記載のとおり、各種検診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。また、9ページ目に介護サービスの利用件数

等を、10ページ目に地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動利用状況を記載してございます。今後とも介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に、10ページ目、中段からまちづくり課の建設関係でございますけれども、道路災害復旧工事等7件、総額で1,181万円余りの工事を発注いたしました。また、11ページ目、中段の住宅関係でございますが、被災住宅の再建資金利子補給事業に3件のお申し込みをいただいております。国からの補助金を受けての道路等の災害復旧工事は3月ですべて終了いたします。生活基盤の復旧は一段落の感もありますが、これからもきめ細やかな復旧事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、13ページ目、商工・観光関係でございますけれども、中小企業に対します制度融資事業及び一日ハローワークを実施しております。景気が低迷を続ける情勢の中、これらの事業を積極的に進めてまいりたいと考えております。また、観光関係でございますが、ちば早春キャンペーンとしてさまざまなイベントが行われております。町として、もてなしの心を大切に、訪れた方に喜んでいただけるよう努力してまいりたいと考えております。

最後に、15ページ目、東庄病院の関係でございますが、診療状況につきまして入院患者数が1日平均50人、外来患者数が119人となっており、療養病棟における入院患者数に若干の減少が見られますが、計数的に順調に推移していると認識しております。また、リハビリ施設の増改修工事、空調機器の変更工事等を発注しております。地域医療を取り巻く環境はさまざまな問題を抱えております。本町においては、医師の確保に十分意を配し、地域医療の拠点として、さらに病院機能の充実を図りながら健全経営に努めてまいり所存でございます。

以上で、行政報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。16ページをごらんください。

1の教育委員会関係ですが、定例教育委員会を3回と臨時教育委員会を1回行いました。

2の学校教育関係の(1)平成24年度東庄町立幼稚園児募集結果ですが、該当者119名のうち、笹川幼稚園50名、橘幼稚園37名、計87名の応募があり、率として73.1%でありました。(2)諸会議ですが、教育行政諸課題検討委員会を12月21日に行いました。町議会、地区住民、保護者、学校、学識経験者それぞれの代表の方々、合計18名により話し合いを持ちました。第1回ということもありまして、現状と課題についての共通理解を図ったところであります。(4)の契約関係は、そこに記載されているとおりでありますので、ごらんください。

17ページの3、生涯学習関係、4、公民館関係ですが、これも例年行っている業務ですので、ごらんいただきたいと思います。

続いて、18ページですが、5の公民館・体育施設等契約関係ですが、東庄町弓道場失止工事の契約を2月10日に行いました。今月半ばに完成し、今月の25日に弓道場竣工記念弓道大会を開催する予定となっております。

続いて、6の図書館関係、7の学校給食関係はごらんいただきたいと思えます。

以上で教育委員会の報告を終わります。

議長(鎌形寿一君)

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番、石毛藤樹君。

3番(石毛藤樹君)

銚子市との合併問題のその後について質問いたします。

私は平成16年の町民説明会に参加いたしました。そして東庄は単独では続けられなくなったというようなことを聞いたと覚えております。小さい町が大きな市と合併したらのみ込まれてしまい、東庄の存在価値が下がってしまいます。国で言えば独立国家ではなくなってしまうということです。そこで、私は合併に反対しましたが、東庄の町長になるために生まれてきたような優秀な岩

田町長がそう言うのには町の財政が逼迫しているとか、国が進めてきた平成の大合併に前向きに取り組んでいるとかの形を見せる必要があるのかなとも考えました。結果は合併しないで、今までどおり単独で続けてこられてよかったと思いますが、そのためにはどんな改革や工夫、また対応されたのか、町長にお伺いいたします。

また、合併は町長の本心であったのか、ポーズであったのかもあわせてお尋ねいたします。

次に、町の歳入を見ますと、収入で一番大きいのは町から上がる税金ではなくて、国から支給される交付金であることに不安感を抱きます。国の借金は今1,000兆円を超えたとも言われていますので、国債の消化も以前のようにはいかず、復興国債という名の名前にして購入してもらえるようにしたり、アメリカのブラックロックなどのファンドに日本国債を買ってもらえないかと打診をしているとのことでもあります。国債の95%を国内のお金で買っているから日本は大丈夫との声もありますが、外国に買ってもらうようになったらいつかはギリシャのようなことにもなりかねません。ですから、国は地方に渡す交付金を減らしたいのではないのでしょうか。交付金を減らされたら東庄の歳入はたちまち小さくなります。町では若い人が減り老人がふえて、医療費も多くなるでしょう。町民の納める税金も少なくなると予想されます。

そこで私の考えですが、予算の1年分の貯金を持つという目標を立てたらいかがでしょうか。毎年予算の1割を積み立てるものです。1年を経過してみても、1億円余った、2億円余った、これを財政調整基金として積み立てをするのではなく、初めから天引き貯金をして30億円、40億円というような蓄えを持てば、東庄町は隣の町や市に合併をしなくても生き残ることができるでしょう。商売をやっていると1年間の売上の金額が1億円なら、1億円の貯金があれば不景気や災害にあってもすぐに倒産をするようなことはないと言われます。「備えあれば憂いなし」と言われるように、まだ国からお金をもらっている間に町の貯金をふやすことが、この町が末永く独立を保てることになるものと思います。

そして、たくさんたまったら50年に1度でもいい、100年に1度でもいいから町民の皆様にはボーナスを支給したらどうでしょうか。そうしたら、小さ

くともキラリと光る東庄、夢のある町東庄が実現されるものと思います。町当局のご見識をお聞かせください。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

平成の大合併に関する当時の状況ということでございますけれども、当時は多様化するさまざまな行政需要に対応するため、一定規模以上の基礎自治体にすることが望ましい。また、これまでのように地方へ金をかけられないという国の方向性が示されたときでもありました。このような国の流れを受けて、全国各地で合併の波が起こったところであります。

また、人口にしても1万人以下の市町村は合併すべきだということが国の方向であったわけであります。特に財政規模、そして財政基盤の小さな自治体、いわゆる東庄町みたいな状況を言うわけでありますけれども、交付税等依存財源の縮減によりまして、将来の見通しが非常に立てにくい状況になっておりました。それを乗り切るためにも財政基盤の強化が必要となってきたわけであります。

また、そのような国の方針や社会情勢を考慮したとき、東庄町もやはり近隣と同じように、将来的には非常に難しい行政運営を強いられる、そういう状況下に国の指導も含めて追い込まれていったわけであります。

その中で合併を検討しなさいということがスタートしたわけでありまして、いろいろな取り組みを重ねてまいりました。しかし、やっぱり合併の裏に隠されたものは優秀な行政といいですか、優秀とは言わないですが、財源が非常に緩やかな、そして将来的にも展望の明るい市町と合併をするという方向に一気に行きました。香取郡下で申し上げれば成田を見たわけであります。

しかしながら、その地域性といいですか、成田に近いところは成田市の方へ、そしてまた千葉に近い方は千葉市へというようなことがあったわけでありますけれども、私はどこの自治体においても財政規模が大きいとか、人口が密集地域であるとかということもありますけれども、行政運営は大小にかかわらず皆同じだというような意識を持っておりました。入ってくる収入が多ければ使う金

も大きいわけでありまして、少なければ少ないなりの行政運営を強いられますけども、そこにはやはり知恵が生まれてくるし、それを今度はどういうふうに変換して行政サービスとして提供するんだということが求められたわけでありまして。真剣に取り組んでまいりました。

先ほど、ポーズということが出ておりましたけれども、ポーズというのは裏表とかそういう意味ではいい意味では使われませんが、そういうような状況はほとんどありません。やっぱり行政の長として真剣に取り組む、将来をこの地域の中でどう生き延びるか、一緒になったから生き延びられるということではなくて、この地域を存続させることができるかというのが最大の課題でありました。地域性はそうやすやすと地域規模が大きくなったからなくなるということはありません。ですから、これだけの地域をどういう形で守り切るかということが合併の問題の最大の一つのバックボーンでありましたから、どういう立場においても、どういう関係の市町村との話し合いにおいても、念頭に置いたのは東庄町の地域ということでありました。

終わってみれば、東西南北、東の銚子市、西の香取市、南の旭、北の神栖というように周りを全部市に囲まれた町が真ん中に一つ残ったわけでありまして。しかしながら、町には違う意味のいわゆるだれにも知られないようなこの地域住民の方たちでさえも理解できない、非常に貴重な財産を持っております。それは水でありました。水は銚子市にも旭市にも供給しておりますし、大利根用水は大網白里の周辺まで水を送っております。水は命の源でありますから、やはりこれは大事な財源でありますし、財産であります。そういうものも非常に念頭の中に置いて合併問題に取り組んできたわけでありまして、東庄町の存在意義というものは、私は非常に高い位置にあったと私は今でも思っております。これからも思い、住民の方にも認識してきていただきたいなと思うところでもあります。

そういう中で、将来的なことではいろいろな地域にも、また町にも市にもあったわけでありまして、結果的には相手方の考え方、物のとらえ方が違う、ここが争点として一番問題になった点であります。東庄町の主張すべきところは主張する、しかしながら、大きい市と一緒になればのみ込まれる力の方が大きいわけでありまして、銚子市ですべての行政サービスがされているわ

けでもなかったし、近隣の佐原市を含めた香取郡にもそういうものはなかったときに、この町は単独で無料バスを走らせたり何かをしておりました。それが合併によって全部廃止になったり、足並みをそろえなければならないということがあれば、東庄町が独自性で進めたいいろいろなものが失われてしまうわけがありますから、得るものはない。与えるものはありますけども、じゃあ、与えたからってそれを皆さんも一緒にやってくれるかどうかということに考えれば、物のとらえ方、考え方が違いますから、東庄町でよしとしてやっていたこともだめにされてしまう、廃止にされてしまうということも大いにあったわけがあります。

そういうことも考えながら十分、協議を重ねてまいりました。しかしながら、その協議の結果でありますけども、最終的には単独で先ほど申し上げましたように、豊かではないけども、町民は力を合わせて頑張り抜いてみようじゃないかということが最終的な考え方でありました。この町を守ろうということであります。その中で最大の努力をいただいたのは町議会でありました。町議会は一生懸命取り組んで、最終的には議員さんがこの町は単独でいっても大丈夫だろうと、我々も一生懸命頑張ろうと、そういうことが私のバックボーンで勇気づけていただいた最大の力でありました。ですから、私はこの町を今単独で残しましたけども、私の考え方だけではなくて、町議会、そして住民の方々の後押しがあったと、これが最大の力になったと私は思っております。

そういうことを考えれば、選択肢として私は今はいいかどうかはわかりません。というのは、10年以上たって、形として合併した町村の答えと、しなかった町村の答えがおのずから出してくれるだろうと、このように思っております。今も全く努力していない市町村は全国にはどこにもありませんけども、ただ、その努力次第というはある程度力関係もありますし、考え方もありますし、どのあたりがどうだということのはっきり申し上げられませんが、かなり取り組んだ地域と、余りその問題に大して触れなかった地域といろいろあるかと思えますけれども、行政改革という大きな目標のためにもう歯を食いしばって頑張った地域と、少し緩やかに進んだ地域の差は必ず出てくるというふうに思っております。

また、今後の問題でありますけども、これを契機に合併の前から東庄町は行

革を進めてまいりました。議員さんも今16名でありますけれども、かつては25名いたわけであります。それが今16名になり、当時は20名から、最終的には2割削減ということで、20人から16名ということに相なったわけがあります。そしてまた職員の数でありますけれども、今本当に県下でナンバーワンという位置を占めたのは、当時23%まで職員の数減らしたということでもあります。町にとっては病院を持っている、これは定数がありますので人数を減らすわけにはいきませんが、やりくりの中で正規の職員とそれからパートの職員といいますか、いわゆる非常勤の職員を含めて、一緒になって力を合わせて頑張ってきたということが言えるかと思えます。

また、今後の問題でありますけれども、合併問題がこういうふうに一度おさまりました。大体もうほとんどこれからは単独で市になるかという町村もありますけれども、合併を今後も目標としていこうという地域は今、ほとんど全国にはありません。しかしながら、国の状況等は今はもう道州制に変わったり、末端の自治体から国に物を申すという時代にだんだん変わってきております。国の力が統率力が弱まったと言えればそれまでなんですが、地方が今非常に元気です。こういう元気なときにはやはり地域性というものを十分発揮しながら大小に限らず、こだわらず頑張っていけるのではないのかなと私は思っております。

交付税は一たん国が集めて分配するものでありますから、このお金は国が持っている金ではございません。日本国民が汗水流して納めた税金です。これをきれいな形で分配してもらえるのが国の役割でありますし、できなければ自由に使えるお金として交付税をやめるべきだと私は個人的には思っております。そうすればそれなりの行政努力ができるだろうと思えます。しかしながら、今の言っている方向がどういうふうになるかというのも微妙な段階であります。これも踏まえて十分精査しながら、今後考えてまいりたいとこのように思うところであります。

あわせて、本町は先ほども申し上げましたように、非常に他町と違って議会が一緒になって取り組むということが一つの大きな魅力のあるまちづくりに貢献した仕事でありました。私も今、新しく選出された議員さんをお願いしたいのは、行政のただチェック機能ではなくて、議会もやはり発言をしたり、そし

てまた力を発揮して、町と一緒にあって町民のためにいい町をつくろうと、そういう意気込みで今後とも進んでいただければありがたいなと。議会の中にもいろんな独立的に委員会等を設けて、執行部とまた別の角度の中でまちづくりに貢献をいただけるわけでありますから、そういう行革も含めて今後ともそういうふうには皆様方にご期待を申し上げたいなと、このように思っております。また、内容について、詳しいことは職員から答弁をさせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

続いて、私の方から取り組み状況について説明申し上げます。

先ほど町長の方からもありましたように、東庄町では合併の話題が沸き起こる以前から他の市町村に先駆けまして行財政改革を進めてまいりました。平成13年4月1日から町長事務部局は9課と2事業所を4課と2事業所に統合、教育委員会事務局につきましては2課と1事業所を1課に、係につきましては30係あったものを24係に整理統合しております。少数の課に職員を集中することで、かなりの職員間の流動性を高めることができてきたわけであります。結果、全体では職員の数を減少させることができ、人件費の削減につながったところであります。

また、経費の削減も常に心がけてはいます。予算執行に当たりましては、残額が出たからといって執行率を高めるために予算を使い切るようなことはしておりません。このようにして集まった財源が大きくなれば、翌年度の補正予算の財源になったり、また基金の財源につながるわけであります。また、平成17年度から町長を初め特別職の皆様には給料の削減、町長20%、副町長15%、教育長10%を実施しているところで、経費削減の一つとしてご理解とご協力をいただいているところであります。おかげで各種財政指数を見ましても県内で有数の位置にいる状況であります。

しかし、今の状況は東庄町が財政的にすぐれているとか、恵まれているというものではありません。他の自治体に先駆けて行財政改革に取り組むなど、さまざまな努力によって、小さな財政力ながら何とか現状を維持しているということをご理解願いたいと思います。

行財政改革に終わりはありません。これからも安定した自治体運営を進めるため、引き続き行財政改革に取り組んでまいりますので、議会の皆様にもご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、安定した行政運営のため、毎年予算の10%を基金の積み立てに回したらということの意見でございましたが、基金残高は大きいにこしたことはございません。しかし、町で使うお金は皆様からお預かりしている大事な税金です。基本的にはできる限り有効に活用することが、住民への還元になると認識しております。行政運営を行う中で経費の削減等に努め、やりくりできた財源があればそれぞれ年度の状況を見きわめながら、可能なものから基金積み立てに努めていきたいと考えますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

3番。

3番（石毛藤樹君）

東庄町が末永く続くことを念願しまして、私の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、石毛藤樹君の一般質問を終わります。

次に、13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。山崎ひろみでございます。昨年の3.11東日本大震災から間もなく1年を迎えます。いまだ復興が進まない現実と、まだまだいえることのない被災者の心中を思うと本当に心が痛みます。我が町内を歩いても、まだ屋根がわらの修理ができていない家、復旧工事の終わっていない道路など、もとどおりになるにはしばらく時間がかかると思われます。震災で改めて気づかされた地域のきずな、人と人とのかわりの大切さ、ありがたさ、町長がいつも言っておられるお互い様の心を改めて考え、行動することができた機会だったと思います。

本日も町民の皆様の代弁者として、少しでも安心・安全に暮らせるまちづくりのため、町長及び執行部に対して質問させていただきます。

最初の質問事項であります町民が安心して暮らせるまちづくりについて伺い

ます。

昨年秋、公明党として全国で女性の視点からの防災行政総点検のアンケート調査を実施させていただきました。我が町にもお願いいたしました。その中の幾つかの設問で、現在、地方防災会議の委員に女性が登用されていますか。また、地域防災計画を作成する際、女性からの意見を反映させましたか。また、市町村が条例に基づき設置している消防団に女性はいますか。また、計画されている避難所の整備・運営に、女性の視点や子育てニーズを反映していますか。などの質問に対して、いずれも回答は「いいえ」でした。都道府県別に集計をとりましたが、全体的にも女性からの視点がまだまだ取り入れられていないところではありますが、この結果について町としてはどのようにお考えなのか、またこれから改革されていくお考えがあるかお聞かせください。

次に、防災組織と防災訓練の現状と課題ということでお聞きします。第5次東庄町総合計画、前期基本計画で定めた目標と平成22年度までの実績一覧を見せていただきました。その中で、自主防災組織数が計画策定時にはゼロであり、目標値が2から4であったのが平成20年の実績で34になっていました。この34の数字はどこから出たのか考えました。そして町内の地区の数なのではと思いましたが、それでよろしいでしょうか。

私の認識不足で、立ち上げたことも記憶になく、どのような経緯で自主防災組織として位置づけたのか、具体的に組織としてどのような取り組みをしているのか、内容などについてお聞かせください。

また、防災訓練については実績は1回となっていますが、来年度はどのような考えで実施していくのか、お聞きしたいと思います。

かつては、各小学校区単位で町民の代表の方が参加して訓練を行っていたと思います。近年は消防団による訓練のみになっていると思われます。また婦人会の組織もなくなり、女性が地区の中で参加する機会もなくなってきています。頭でわかっている、いざ災害時に行動することは難しいものです。たとえ代表の方だけでも訓練で経験しておくことによって、他の住民をリードしていけるものと考えます。ぜひ地域住民を巻き込んでやっていくことが大事だと考えますが、町としてのお考えをお聞きします。

次に、社会基盤の老朽化への備えについて伺います。

社会基盤というとは広くなりますが、本日はハード面についてお尋ねします。多くは高度経済成長期に一気に整備が進められたため、今後耐用年数を超えるものが急増する見通しにあります。これに伴って、更新費も急増するため、管理する国や地方自治体の財政を圧迫することも予想され、対応が求められています。道路、橋、建物、上水道など、町が管理すべきもので耐用年数が近づいているもの、またそれらに対してどのような管理、対策をとっているのかお聞きします。

次に、ごみ行政について伺います。

私はいつも主婦の目線、母の目線の町民の皆様から要望や提言をいただきます。指定ごみ袋が導入になり、ごみの処理量が大きく減ったことは認識しています。反面、自宅の庭先や畑の端で、家庭ごみや剪定した木の枝や落ち葉を燃やして近隣が迷惑をしているとの相談も数多くあります。ボランティアでごみ拾いをしてくれる方もあれば、平気で車から空き缶やごみを投げ捨てる人もいます。人に見つからないように夜間に不法投棄する人もいます。個人のモラルと認識の違いが大きいと考えますが、このあたりの取り締まりをもっと厳しくしていくべきと考えますが、町はどのように考えていますか。

また、可燃ごみで重量が多くなるのが生ごみかと思えます。町ではコンポストや電気生ごみ処理機の購入に際して助成をしていますが、どの程度推進されているのでしょうか。また、家の事情によってはコンポストなどが設置できないこともあります。その点について町の見解をお聞かせください。

我が町のごみ処理は広域の組合で行われていますが、ごみ処理場でも生ごみには水分が多く含まれているので焼却するにも多くの燃料を必要とすると考えます。最終処分場の埋め立てもあと10年ぐらいでいっぱいになるとお聞きしました。そうすると、新たに処分場を見つけ整備しなければならないと思えます。町としてはさらにごみを減らす努力はしていますか。組合で行っている事業ですが、どの市、町にも責任があると考えます。このあたりは我が町としてはどのようにお考えなのか、組合の方にはどのように提言しているのか伺います。

今は少しでも埋め立てる量を減らしていくべきだし、焼却する費用も削減していかなければならないと考えますが、町の考え方をお聞かせください。

2番目の質問事項であります介護保険制度改定に伴う、我が町の取り組みについて質問いたします。

介護保険制度は2000年に導入され、3年ごとに見直しが行われてきました。かつて我が町は保険料額においては低い金額にあり喜ばしいことでしたが、この先はどのように推移していくのでしょうか。平成24年から改正になる第5期介護保険事業計画の策定内容と、新たに実施する事業等ありましたらお聞かせください。また、町はどのような方針でこれから先進めていくお考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、防災行政に対する女性の視点からの取り組みについてからお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、本町防災会議委員については、前回の防災計画修正時には女性委員は委嘱しておりませんでした。女性からの意見の取り入れとしましては、職員内での意見提出という形で行ってまいりました。今回の震災を受け女性に限らず乳幼児、高齢者対策として、今後、紙おむつや粉ミルク等の備蓄方法や、避難所での区割り方法等を検討していかなければならないと感じております。

来年度、千葉県地域防災計画の見直しに合わせて本町の地域防災計画も見直しを行っていく予定であります。その際にはこれらの対策を検討するためにも女性や高齢者、災害時要援護者等のご意見を積極的に取り入れる工夫を図っていきたく存じております。

次に、自主防災組織についてですが、本町の場合、各区を自主防災組織とさせていただきます。本町の場合は、地区行事等を通じ日ごろより住民同士のつながりが強く、区単位での地域コミュニティ組織が維持されているものと考えております。また、さきの震災におきましては各区の区長さんのご協力をいただきまして、地域住民の安否確認、被害状況の確認が迅速になされてお

ります。そのため、国、県が目指す自主防災組織の形態が既に完備されていることから、改めて組織の立ち上げは行っておりません。

区長会総会時には各区長さんへも災害時へのご協力をお願いしているところであり、さらに、各区より選出されました消防団も日ごろから自主訓練、全体訓練を実施しております。過去におきましても風水害時等の出動と協力をいただいております。今後も区・消防団と意見交換を行いながら、現在の体制を維持できるよう努めてまいります。

最後に防災訓練についてですが、平成16年度までは各小・中学校を会場とし、各団体の参加協力をいただきながら実施しておりました。近年は全国各地で局地的な豪雨が発生しており、これに伴う河川のはんらんや土砂災害の発生が懸念されております。そのため、それらに対処するための土のう積み工法や、防災資機材使用訓練、また土砂災害警戒区域の巡回等の訓練を土砂災害・全国統一防災訓練の日に合わせて消防団とともに開催しております。東日本大震災を受けて、震災に対する対策や対応策等のさらなる周知も必要と考えますので、一般住民参加型の防災訓練につきましても機会を見ながら、自衛隊等、関係機関の協力をいただいでの実施を検討してまいります。

また、住民が集まるイベントに防災コーナーなどを開設し、県の地震体験車を借り受けるなどしながら、防災訓練とは別に町民の方に学んでいただく場を設けたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、山崎議員からの社会基盤の老朽化への備えについてのうち、道路、橋梁、水道施設についてお答えいたします。

橋梁については今後老朽化する道路橋が増大することから、橋梁の修繕・架けかえにかかわる費用の縮減を図るため、平成21年度から橋梁41橋の点検を実施し、平成22年度に長寿命化修繕計画を策定しております。この点検結果及び修繕計画については町のホームページへ掲載してございます。なお、平成23年12月13日の千葉日報の記事によりますと、県内の市町村の9割の

橋梁で修繕計画が未策定なのに対して、100%策定済みの市町村は千葉市、長南町、東庄町の1市2町のみとなっております。

今後の計画でございますが、本年度平成23年度には川口橋、別当内橋の2橋の修繕にかかる設計に着手しており、平成24年度に国庫補助要望し、平成25年度に修繕工事の予定となっております。順次、重要性、緊急性を踏まえながら計画的に修繕を図っていくものでございます。

道路につきましては、通常の維持予算の中で舗装補修や排水整備を行っており、今後も適正な管理に努めてまいりたいと思います。

次に、水道施設でございますが、昭和47年に給水を開始した羽計台及び竜神台の配水管については、既に石綿管からダクタイル鋳鉄管及びVP管への更新を平成17年に終了し、本町の老朽管はすべて布設がえが済んでおります。今後、耐用年数を迎えるものについては、更新計画を立て、耐震管等へ変えていくことになっております。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

私の方から建物関係について申し上げます。

現在、町が保有管理する主な建物は庁舎など一般的な公共施設のほか、教育委員会で管理する公民館や学校施設などがあります。その中で倉庫などの附属施設を除き古いものとしましては、笹川小学校の南校舎が昭和43年の建築で43年経過、東城小学校の校舎の一部が昭和46年の建築で40年を経過、中学校が昭和49年で37年を経過などしており、古い建物と言えます。あとは比較的新しい年代の建築で、改修等により長寿命化を図っています。そのため、当面は大規模な建設が必要な施設はございません。これらの建物は用途によって定期的に検査を行っているものでございます。公民館や病院は2年に1度、学校は3年に1度、建築士による点検を行っております。安全性や補修の必要性を確認しているところであります。

そのような中で、近い将来建てかえが予想されているのは学校給食センターであります。昭和56年建築の建物で31年が経過しております。施設設備の

老朽化もありますが、現行の学校給食衛生管理基準を満たさないことから、子どもたちへの食の安全という意味からも施設更新が望まれている状況であります。公共施設の維持管理や施設の更新には大きな費用が必要となります。心配されるように、短期間に施設更新が集中すると、財政的にも大きな負担となります。施設の更新など大規模な事業に当たっては、補助金等の財源をできる限り活用しまして負担の軽減を図るとともに、財政調整基金への蓄えで自主財源の備えも行います。また、負担の平準化を図る意味からも起債も効果的に活用する必要があるものと考えます。施設の更新時期が集中しないようにするため、町の資産をできる限り長期間使えるように維持管理を行っていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

ごみ行政についてのご質問についてお答えいたします。

現在、ごみの不法投棄問題につきましては、議員ご指摘のように当事者のごみに対する認識の薄さが問題に思われます。町では今後とも広報紙並びに回覧等により啓発活動を行って周知を行ってまいりたいと思います。

また、警察、県との合同パトロール、並びに監視カメラの活用等により指導、取り締まりを強化しております。それと、8名の不法投棄監視員を委嘱し、地区の監視を行い月に1度報告書を提出いただき、随時電話・口頭により連絡をいただいております。平成23年度におけるこれまでの通報件数は24件となっております。

また、伐採枝等の処理につきましては、植物リサイクルとして現在直接搬入による受け入れを行っております。庭先等で焼却してしまうことが多い現状にありまして、町といたしましては平成27年度をめどに計画が進められております香取広域市町村圏事務組合におけるごみの焼却施設の統合に合わせ、植物リサイクルのリサイクルステーションからの収集の検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、生ごみの処理についてでございますが、生ごみにつきましては

平成21年10月よりごみの指定袋制を導入したことにより、平成20年度と比較しますと仁良清掃工場におきましては17.4%のごみが減量となりましたが、現在可燃ごみとして処理を行っている状況でございます。町ではごみの減量化対策といたしまして、生ごみ処理機及びコンポスト購入者に対して助成をしておりますが、コンポストにつきましては家庭等により利用が困難な場合には生ごみ処理機の導入を進めております。

現在の推進状況でございますが、平成3年からコンポスト、平成14年から生ごみ処理機購入者に対し購入額の2分の1、3万円を上限として助成しており、コンポストにおきましては451基、生ごみ処理機につきましては50台を助成しております。

なお、可燃ごみの減量化並びに処理コストの削減からさらなる分別を行い、埋め立て廃棄物の減量による最終処分場の延命化、焼却施設の経費削減に努めるよう提言を行ってまいりたいと考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、介護保険関係のご質問にお答えを申し上げます。

まず第5期、平成24年度から平成26年度、これの第1号被保険者保険料につきましてはこの後ご審議をいただくわけでありますが、6段階あるうち、ご本人が町県民税非課税である第4段階を基準にしております。月額4,050円に設定しております。平成23年度の基準月額が3,180円でしたので、前年度に比べまして金額で870円の増、率にしまして27.4%の伸びとなっております。第4期の保険料において東庄町は全国の平均月額4,160円、千葉県の前平均月額3,696円に比べて低く、県下でも下から7番目という状況でございます。第5期においても近隣市、町に比較した限りでは低い方にあるようでございます。

また、第5期計画では高齢化率も平成23年4月1日現在の住民基本台帳をもとに27.5%ととらえておりまして、平成24年から平成29年までは順

に28.5%、29.5%、30.5%、31.6%、32.7%、33.3%ということで、毎年1%程度上昇するものと推計をしております。第5期以降、給付費の増加に伴いまして保険料の急激な上昇になるのではと懸念しているところでございます。

次に、第5期介護保険事業計画のうち、新たに実施する事業などがございます。まず、地域包括支援センターの地域支援事業については引き続き介護予防教室などを予定しておりまして、継続して要支援、要介護にならない取り組みを進めてまいります。新規事業としましては認知症対策としまして、「徘徊高齢者家族支援事業補助金」を設けまして、セキュリティー会社ですとか携帯電話事業者とご家族との契約によりまして、徘徊者にGPS位置システムの端末機、あるいは携帯電話を持っていただいて所在の確認に役立てるというもので、初期導入費用の補助を予定しております。

また、現在「認知症サポーター100万人キャラバン」が全国展開をされております。自治体と講師役を務めるキャラバン・メイトが共同で「認知症サポーター養成講座」を行いまして、受講された方は認知症サポーターとしましてオレンジリング、ブレスレットですね、これをつけていただいて、認知症の方ですとかご家族を見守る応援者になっていただくという趣旨の運動でございます。東庄町には平成23年末現在で6名のキャラバン・メイトと114名のサポーターがいらっしゃいます。今後ともこの活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、これは健康福祉課の施策ではございませんけれども、東庄病院においては要支援者、要介護者向けの介護サービスとしまして新年度から通所リハビリテーションを新しく始める予定とのことでございます。

最後に、町のこれからの介護への取り組みについてでございます。高齢化に合わせ、介護サービスにも支援策の充実を図ることはもちろんでございますけれども、一方では先ほど申し上げましたように給付費の増大が保険料の急激な上昇となつてはね返ってくるおそれがあるわけでございます。したがって、保険料の上昇を抑制するための方策が極めて重要になっているという観点から、健康福祉課としましては引き続き健康の維持増進を図る取り組み、また介護にならない、重くならない、そのための予防事業に力点を置いた事業などもさら

に展開してまいらねばならないと認識しているところでございます。

また、健康福祉課だけの取り組みではなくて、高齢者みずからがご自身の健康にご留意をいただき、趣味や余暇活動などによって生き生きと暮らせるまちづくりに向けて、町を挙げた施策展開が必要であるとも認識しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

総務課の答弁ありがとうございました。これからも女性からの視点を取り入れて防災計画、またいろいろな場面にも取り入れてくださっていることで期待させていただきたいと思います。今回の震災があって、各地でいろいろな事例をお聞きして、やっぱり女性、子どもに対する配慮が足りない、また障害者の方に対する配慮が管理できていなかったというのが大きな問題だったと思います。その点また取り組んでいただけたらと思います。

防災組織は各区ということで、我が町は何をするにも区単位、区長さんがすごく重きを置かれております。私たち議員も一生懸命働きますけれども、区のごことは区長さん、区の代表者の方が地域との人脈も一番あるということで、今回の震災に対しても大いに力を発揮してくださったということで感謝しております。自主防災組織という言葉だとすごく重かったので、どの程度区の方で認識されているのかなという思いがありましたもので質問をさせていただきました。

あと防災訓練なんですけれども、前は本当に町民の方々が参加していただいたんですけれども、ここ数年、本当に土のうの袋詰めとかそういうのしかなかったもので、やはり現場で仮の訓練をするということはすごく大事なことだと思いますので、ぜひ取り入れていっていただきたいと思います。

それから、社会基盤の方ですけれども、町は本当によく精査して取り組んでくださっていると思います。うちの町は全国的に比べて始まりが遅かったせいか、特に古いもので危ないというものが今のところないということなので、少し安心はしました。これからも厳しい目で安全対策にチェックをしていって

ただけたらと思います。

それから、ごみの件なんですけれども、不法投棄監視員さんがいて毎月報告してくださるということも認識しておりました。ただ、不法投棄監視員さんだけではなかなか目も届かない面もあります。

それで、周知の方法なんですけれども、広報や回覧板では随時行っていると思いますけれども、まだまだ自分のことではないという意識の方が多くて、特に申しわけないんですけど、高齢者の方に関しては罪の意識もなくごみを燃やしたりという方が多くいらっしゃるように思われます。剪定した木の枝なんですけれども、業者さんが来て、植木屋さんが来てやる時は手数料もちゃんと払って処分していただくと思うんですが、自分のうちの庭の木を少し切った段階でそれを処分するに当たって、あれを切って可燃袋に入れて収納するというのはとても面倒ですごくやりづらいことなんです。木も枝がありますので、袋も破れてしまって、それでついつい庭の端で燃やしたりしてしまっている感があるかと思います。

ですから、そういう木の枝とか、また先ほど言いましたけれども、生ごみなんですけれども、生ごみの重量というのはすごく多いんですけれども、これからはやっぱり植物リサイクルの面も考えていかなければならないと思います。先ほどの答弁で平成27年度にごみの焼却施設が変わるということで、そのときにまた取り入れたいという、そういう答弁もありましたけれども、町独自でやっているところもあります、生ごみの堆肥化事業というの。ただ金額的に費用がかかるものであるのか、その辺はちょっと調べてみないとわからないところもあるんですが、これからは町としてもそういうことにも取り組んでいかなければならないと思います。

それとごみの件に関してですけど、ごみ行政ということで1点、2回目の質問をさせていただきたいんですけれども、今回東日本大震災で被災した東北3県はがれきの処理が進んでおらず、全体の5%しか処理できていないということです。宮城県石巻市のがれきの山にはガス抜きのためのパイプが埋められているということです。外気温は氷点下でも内部は30度近くあって、火災発生の危険もあるということです。がれき処理が進まないの、半壊になった家などの家屋の解体も進まない状況ということでした。町が復興に向けて進もうと

しているのに大きな足かせとなっていると思います。千葉県も被災県であり、東庄町も香取市も被災地にほかなりません。本日の質問内容には相反するかもしれませんが、がれき処理の受け入れに対して関東町村会長でもあります岩田町長はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。けさの新聞の報道では、国が全面的に費用を持つという記事も掲載されておりました。この点について町長の考えをお聞かせ願えたらと思います。

ごみ行政についても、皆でもう少し勉強していかなければならないのではないかと思います。

2番目の質問の介護保険制度ですけれども、介護保険料については、今回の保険料に対しては県下でも下から7番目ということで低い率にあります。上から7番目ですか。下から7番目ですよね。

健康福祉課長（林 敏行君）

前回の第4期は下から7番目と。

13番（山崎ひろみ君）

そうですか、すみません。発言してはいけませんでした。すみませんでした。

今回は上げ率がすごく高くなっております。うちの町だけではないかと思えますけれども、高齢者の方にとっては八百幾らでもとても大きな負担になっております。でもありますけれども、実際に利用者もふえています。高齢化も進んでいるので上げざるを得ないのが現実かと思えます。

このたび、現在町民の4人に1人が高齢者となっております。高齢者人口の推計では平成29年には平成23年から491人、11.4%増加して、高齢化率は33.3%になると見込まれて、まさに町民の3人に1人が高齢者となります。要介護等の認定者数も年々ふえ続けております。介護予防が一番大事なんですけれども、本当に町ぐるみで新しくというか、もっと施策を考えていかないと本当に厳しい状況になるのではないかと思います。

今回のホームページ上で少し前に調べさせていただきましたら、介護保険事業計画第5期に対する意見の募集がございました。その意見の募集をまた考えて策定し直すのかどうかはちょっとわかりませんが、皆さんの現場のご意見も聞きながらいい政策ができればなと思いましたので質問させていただきました。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

今がれきの処理ということでございました。がれきの処理でございますけども、実は東北が最も大変な思いをして、今がれき処理の問題で困っているわけですが、実際には青森県の一部、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、そして千葉県、我が県も一部の損壊を含めてがれきの処理をしているわけでございます。まだ、先ほどご質問の中に災害の一部の損壊、屋根がわらが落ちたとかそういうものを含めて、まだ処理というものを続けているところでもあります。

それを踏まえると、私は心情としてはあれだけの100年かかるだろうと言われるようながれきを実際に見に行きましたけども、やはり国民として、また日本の国として今政府はそれに対する助成も行っていこうという考えを示したようでありまして、またこれは一部の地域の問題ではなくて、日本の国を挙げての問題であります。

私は心情としては、ぜひとも協力したいと考えております。しかしながら、今自分たちの仕事の関係も含めて、処理の問題でも手いっぱいあります。また郡内にも、また一部広域の中にもまだ処理されていないところもございます。そういうものを含めると、これから十分前向きに検討を加えて処理をしてみたいと思っております。関東エリアもかなりの被害を受けたところがありますし、今はまさしく原発の問題でも大変な思いをしているところでもあります。

そういうことを考えれば一日も早く、こういう問題は国として、また国民としてどうとらえていくかということは、先ほどご質問の中にございました私がいつも申し上げているお互い様の気持ちの中で、前向きに検討してみたいとこのように考えているところであります。

以上であります。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。町長には通告を載せていなくて申しわけありませんでした。私たちは自分たちの平素のごみはやっぱり減らしていかなければならないと思いますので、その点は町民一人一人として努力していきたいと思いますので、やっぱり町執行部もそれなりの提案というか、教えていただけたらと思いました。がれきの処理は毎日毎日、あの映像を見るたびに本当に大変な思いをされているので、全国で応援していくべきだと思いましたので町長にご答弁をお願いいたしました。

生ごみリサイクルの件なんですけれども、多分費用もかかると思います。国がこれからどういう形で環境の面で施策を出してくるかわかりませんが、きょうは農業委員さんも傍聴に見えておられます。農地を守る、自然を守るということでやっぱり環境に関して生ごみ、ごみの扱いということも大事になってくるかと思うので、町全体としてアピールできる施策をしていけたらと思いましたので質問させていただきました。

ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

4番、花香孝彦です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

私は利根川河口堰の渋滞について、高齢化地域の対策について、図書館の図書貸出数について、以上3点について質問させていただきます。

1点目、利根川河口堰の渋滞について、まず1点目として伺わせてください。毎日慢性的な渋滞が発生していることは既にご存じかと思います。この渋滞をなくす、緩和する方法を何か検討されているのか伺います。

通勤イコール渋滞、既に見なれてしまった光景であり、仕事をする上で当たり前、仕方がないこととあきらめてしまっていないでしょうか。渋滞は時間という大きな経済損失となります。利根川河口堰の渋滞にとどまらず、国道356号の渋滞まで発生させてしまっているこの渋滞について、緩和対策も伺わせていただきます。

また新橋についても検討いただいているかと思いますが、新橋をつくることでこの渋滞をなくすことができれば、緩和することができれば、もしかしたらいろいろな問題点を解決してくれる手がかりになるのかと思います。

例えば、東庄町には働く場所がないという問題点が通勤時間の短縮により解消されるかもしれません。人口の流出も緩和されるかもしれません。そうなると、需要と供給のバランスが変化し逆に町民がふえることも考えられます。また、時間にゆとりができれば区自治会活動やボランティア時間も得られるかと思えます。やはりインフラ整備は経済を大きく活性化させるかと思えます。

つけ加えさせていただきまして、渋滞時間帯に大津波警報が発生した場合の対策は考えられていらっしゃるのでしょうか。新橋の建設は急務なのではないのでしょうか、危惧するところです。

2点目、高齢化地域の対策について伺わせていただきます。これからますます高齢化が進むかと思われまます。高齢化が進むにつれて、車の利用も制限されることもあり、買い物弱者、買い物難民という言葉もよく聞くようになりました。ひとり暮らしのお年寄りが近くに商店がない、そのような状況が少しずつ始まっているかと思えます。この町には巡回バスも通っておりますが、まだまだ買い物に利用するには本数も少なく、十分機能しているとは言いがたい状況です。元気なうちにもう少し近所のお店を利用しておけば、後から後悔しても既に閉店されてしまった商店も多く、近くにお店があることのありがたさをいま一度考えてみることも必要です。

既に、近くの商店がなくなってしまったひとり暮らし世帯が多い高齢化地域では各自治体、区などで予算のあるうちに、早目にこの問題を解決することも考えなくてはならないかと思えます。町として歩いて買い物に行ける環境整備や対策、地域によっては交通手段の確保など、検討している対策を伺わせていただきます。

3点目、図書館の図書貸出数について伺わせていただきます。近年、全国的に図書館の重要性が再認識され、多くの人々が図書館を利用するようになりました。東庄町でもこの傾向が見受けられ、少しずつ利用者がふえ始めております。住民生活に光をそそぐ交付金という交付金でたくさんのお新書も入り、これからますます図書館の利用者もふえてくるかと思われまますが、先日笹川小学校の図

書室に伺った際、見た感じでは新しい本が少ないと思いました。子どもたちへの教育に少しでもプラスになるかと思しますので、ぜひ図書館にある新書を新しい本の少ない各小学校、中学校へ団体貸し出しすることなどで、連携強化をお願いできればと思います。

また、町民1人当たりの図書貸出数の少なさについては石出分館図書室の周知もホームページ上でまだまだ必要であり、休館日、貸し出し方法などの告知も必要かと思えます。大人向けに農業や家庭菜園に特化した専門的な資料を集めるなどの工夫もよいかと思えます。大人も子どもも学習しやすい環境は必要です。第5次総合計画の目標貸出数に向けての取り組みについて伺わせていただければと思います。

以上、3点伺わせていただきます。2回目以降は自席より質問させていただきます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、花香議員からの1番目の質問、利根川河口堰の渋滞についてお答えします。

利根川河口堰の通行については、本来は堰の管理用道路ではありますが、これを県道として利用しております。渋滞については利根川河口堰、小見川大橋ともに通勤時間帯の渋滞が特にひどいようです。渋滞の緩和については花香議員のおっしゃるように新橋をふやすのが一番かと思えます。新橋の建設については利根川サミットの共通課題として、神栖・東庄間の新橋を含めた銚子連絡道路へのアクセスとしての道路網の整備を国、県へ要望しているところです。また河口堰の渋滞緩和に直接効果があるかはわかりませんが、「国道356号整備促進期成同盟」や「県道成田小見川鹿島港線整備促進協議会」を結成して渋滞を解消していただけるよう毎年、国、県に陳情しているところです。

次に、渋滞時の大津波対策ですが、津波に対する防災計画は現在定めておりませんが、避難警報が発令された場合には、かぎをつけたまま車両を放置してでも高台へ避難することが重要かと考えております。

次に、高齢者地域における買い物難民といわれる、地域の皆様の対策につい

てお答えしたいと思います。東庄町においては昭和50年代より大型店舗の進出があり、また車社会の急速な進展により、大型店やスーパーなどに顧客が集客し、地域の個人商店は経営難に陥り、閉店を余儀なくされた店舗も多いようです。その結果、地域によっては歩いていける店舗が1件もないというところもできてしまい、車に乗れない高齢者の方などは、買い物弱者、買い物難民となってしまっているようです。

このような買い物難民対策としましては、歩いて買い物に行ける環境づくりということで、商工会などに声をかけ移動販売や出前注文販売などを促進していきたいと考えております。また、朝市などの産直販売をこうした買い物難民地域で開催できるよう、関係者に呼びかけ検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、ご質問のうち高齢者の交通手段の確保に関するご質問にお答えを申し上げます。

東庄町では平成14年6月から高齢者の交通手段を確保するために、また町唯一の公共の交通機関としまして外出支援巡回バス「おでかけ号」の運行を行っているところでございます。巡回バスは水曜日と日曜日の活動支援日と年末年始を除く毎日、車両2台で東庄病院を起終点としまして町内を1周する路線、各地区を回る路線、旭中央病院を往復する路線を1日合計20便、運行してございます。また、ご利用者の利便を図るために適宜路線の見直しなどを行っております。

しかしながら、運行を開始してから既に10年を迎えておりまして、車両の更新時期が近づいてございます。更新に当たっては議員ご指摘の地域の高齢者が買い物に難渋しないようにという指摘は、これについてはもちろんございますけれども、十分考慮するとともに、その他の諸課題も含めて多角的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方から図書館の図書貸し出しの関係についてお答えをいたします。

まず、町図書館にある新書を、新しい本の少ない小・中学校への団体貸し出しすることについてでございますけれども、学校への貸し出しにつきましては過去に協議を行ったこともございますけれども、利用申し込みがなかったということで聞いております。今年度は新書の充実が図られておりますので、小・中学校図書館の担当の先生方と連絡協議会、そういうものを開催しまして、貸し出しについて検討を図っていきたいと考えております。

次に、目標貸出数の関係でございますけれども、今年度は住民生活に光をそそぐ交付金事業を活用しまして、図書の充実・向上を図っております。種類としましては主に一般向け、子育て支援向けなど、多くの方々にご利用いただける本の選書を行っています。また石出分館図書室には児童向けの本を購入し、図書の蔵書・充実を図っているところであります。石出分館図書室の周知も議員からのご指摘をいただき、早速ホームページの方に図書室のご案内ということで掲載をいたしました。ご指摘の方ありがとうございました。

新刊図書につきましては購入後1カ月間、新着図書としましてホームページに掲載したり、あるいは紙ベースの生涯学習だより等で紹介をしております。

これからも利用者の利便向上と図書館の充実を図りまして、目標貸出数の増加に努めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、答弁の方を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

4番。

4番（花香孝彦君）

自席より失礼させていただきます。前向きなご答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。まず1点目、渋滞問題について、非常に難しい問題ということをお認めさせていただきました。難しい問題ではございますが、日々毎日、町民は時間という経済損失を負担しております。渋滞時間が緩和される方法を1分でも10分でも渋滞が短くなるよう、早急に対応できる何かよい方

法を見つけていただければとお願いいたします。

新橋についても良い案をいただいたかと思えます。銚子大橋は50年で架けかえとなりました。利根川河口堰は40年経過しており、耐久年数はあと何年くらいになるのでしょうか。10年、20年、30年はもつのでしょうか。橋または堰の架けかえは予定されておりますでしょうか、再確認させていただければと思えます。何となくの計画でもわかればと、よろしくお願いいたします。

また、2点目、高齢化地域の対策について、引き続きの交通手段のご検討、また何らかの販売や方法など、難しい問題ながら渋滞問題と同じく前向きなご答弁をいただきまして本当にありがとうございました。高齢化の進みそうな地域において自治区、各地区ごとにそれぞれに地域に合った方法を各地区で考えられるよう、町としてバックアップ体制を事前に検討しておいていただければ今後、問題に直面した際、いち早い対応ができるようになるのかと思えます。

ご答弁ありましたように、ふれあい朝市や営農組合のコジュリン朝市のような成功事例のように、出張販売方式で各高齢化地域の青年館などを利用してみて、小規模な模擬店を始めるような取り組みを始められた場合、後方支援的な支援は来年度予算にてお願いできるのでしょうか、質問させていただきます。

3点目、図書館の図書貸出数についても前向きなご答弁ありがとうございました。子どもたちは本が大好きです。本はいやしにもなります。心のゆとりも生まれてきます。いろいろなプラス作用が働くかと思えます。図書館は本を借りたり、読んだりする場にすぎなかったものが、近年社会においては学校の中核的な存在と変化しつつ情報センター的な役割も担っており、震災で被害を受けた子どもたちにとっては読書で傷ついた心をいやして元気づけてくれる本の力は大きいと先月、読売新聞紙上に掲載していました。本日もこれから一部改正となる予定ですが、図書に関する法律が次から次へと改正されており、東庄町の図書館も石出図書室を新設されたように、東庄町でも少しずつ利便性がよくなっているのかと思えます。

1回目の質問時にも軽く触れさせていただきましたとおり、農業に特化した取り組み、これは栃木県小山市の事例を参考にさせていただきました。団塊世代の退職後の家庭菜園を手助けする取り組みとなるようにテーマを決めるのもよいかと思えます。小・中学校との連携については島根県斐川町の事例が興味

深く、福島県矢祭町では「もったいない図書館」、本の寄附などで多くの図書を集められ、近隣市町村では千葉県横芝光町、情報発信としてブログも始められております。図書館ではございませんが、東庄町でも東庄町役場、東庄病院でツイッターを始めております。

図書館を利用する子どもたちが1人でもふえるように、今回は学校との連携強化をお願いさせていただきましたが、もっとよいアイデアもあるかと思えます。一つずつ小さなことでもいろいろな改善を試みていただきまして、3点目の質問、図書貸出数に関する改善については要望とさせていただきます。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、河口堰の耐用年数というお話がありました。法定年限数ということで、ダムに関しましては80年ということになっております。必ずしも80年がたったからといってすぐに壊れるというものではありません。補強・修繕等メンテナンス、それと橋梁の長寿命化等により法定耐用年数よりも大幅に通行可能だと考えております。

それと、2点目なんですけど、予算措置の件なんですけど、買い物難民に対する予算措置について、新年度予算についてはまちづくり課では特別予算措置はされておられません。こうした買い物難民に対する対策はいろいろな方面の方々と協議、検討しなければならないと考えております。歩いて買い物ができる環境づくりについてはいろいろな課題があると思いますが、町商工会、町農村ふれあい塾等、働きかけていきたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

4番。

4番（花香孝彦君）

ご答弁ありがとうございました。橋の問題は国や県もかかわってくるため非常に難しい問題のようですが、東庄町としては笹川新橋が開通したことで、茨城県神栖市への所要時間も大幅に改善短縮されました。利根川河口堰の渋滞緩

和にも少なからず効果があったものと思われます。それでもさらなる渋滞緩和に向けて銚子市と神栖市が連携してかもめ大橋ができていること、そこに東庄町も参加することでさらに近隣市町村が一体となってこの利根川を囲む市町村の橋の問題について取り組んでいただきまして、一市町村では難しい問題となりますが、ぜひ町長の要望として強く国や県へ要望していただけるようお願いいたしまして、この一つ目の渋滞の質問につきましては終わりにさせていただきます。

二つ目の質問、高齢化地域対策はこれも非常に難しい問題かと思ひます。一つ一つ地域需要に合った方法を模索、試行錯誤し、何か対策を考えなければならなくなっているかと思ひます。お年寄りがお年寄りを支え合い、かつ楽しみがふえるような場所、例えば自治会などの協働やコミュニティなどで午後3時市、午後市のような市場を青年館で開催し、お年寄りみんなで作った野菜、家庭菜園で作った野菜を販売し副収入を得る、そんな小さな取引に魅力のある移動販売店舗が加われば、お年寄りがみんなで盛り上がるような場所、何か楽しみになるような場所、そんな小さなことしか思ひつきませんが、小さな取り組みを見守っていただけるような町の後方支援もお願いできるような環境整備を少しずつでも取り組んでいただければと。またお出かけしやすい交通手段の確保も、引き続き少しずつ進めていただきたいとお願ひいたします。

参考までに、同じような高齢化が進む長野県飯綱町でも高齢者が買い物難民にならないように、買い物支援についての対応を協議されている様子が総合計画、後期基本計画の審議会の会議録に載っており、同じような問題に直面している様子が伺えました。今から始めても遅いくらいであり、5年先、10年先、近い将来必ず高齢化社会となります。私も商工会に入っておりますので、先ほどお話、ご答弁いただきました商工会の方で対策をとということもありますので、商工会としても何か対策を考え進めてまいりますので、町としても早急な環境整備や後方支援を整備していただけるように要望としてお願いさせていただきます、二つ目の質問も終わりとしてさせていただきます。

以上、要望として強くお願いさせていただきます。誠意あるご答弁をいただきまして感謝申し上げます。これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

（午前 11 時 50 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（鎌形寿一君）

ただいまの出席議員は 16 人です。

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、11 番、多田和弘君。

11 番（多田和弘君）

それでは、きょうは二つのテーマにつきまして質問させていただきます。質問に入る前に最近発売されました五木寛之の著書、「下山の思想」の中から次のような文章を披露させていただきます。「私たちは明治以来、近代化と成長を続けてきた。それは例えて言えば山に登る登山の過程にあったと言えるだろう。だからこそ、世界の先進国に学び、それを模して成長してきたのである。しかし今、この国は登山ではなく下山の時代に入ったように思う。私たちが今学ぶべきは、先進諸国にではない。既に下山した国々の現実ではあるまいか。下山の時代をマイナスに受けとめる必要はない。実りある下山の時代を見事に越えてこそ、新しい登山へのチャレンジもあるのだ。登山するときと下山するときとは歩き方が違う。心構えが違う。重心のかけ方が違う。見上げるときと見はるかすときとは視点が違う。ゆっくりと優雅に坂をおりていかなければならない。宇宙へ向けてに対するは、逆に個々の体の奥へ向けられる。」、以上が「下山の思想」という五木寛之の著書の内容であります。

高度成長時代につくり上げてきた行政の仕組み、またその時代に当たり前とされてきた慣習も、今下山の時代を迎えて視点を変えて検証しなければならないと思います。決して今まで間違ったことをしていたわけではありません。登山の時代であったからやっていたことだと思います。時代が変わった今、時代に合わせればいいのです。憶することなく、変えるべきは変える勇気を持たなくてははいけません。以上のことで前向きな答弁を期待いたします。

それでは質問の1番目に入ります。執行機関の附属機関について。

執行機関の附属機関について質問します。この質問をするに当たって、東庄町の組織を整理してみたいと思います。まず一つ目が執行機関、二つ目が執行機関を助ける補助機関、そして三つ目が執行機関から諮問を受けて意見を述べたりする会議などの附属機関、四つ目が執行機関と独立した議会に分けられます。

第一の執行機関について地方自治法138条の4によれば、「普通地方公共団体」、これは都道府県と市町村としますが、それぞれに「その執行機関として普通地方公共団体の長」、これは町長ですが、「の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。」となっております。町長のほかに教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価委員会、それに監査委員、これがすべて執行機関ということになります。

2番目の補助機関とは執行機関を補助して、日常のいろいろな仕事を実際に行う人たちのことを言います。具体的には副町長、会計管理者、会計職員、一般職員、それから専門委員などであります。

3番目が今回質問する附属機関であります。これは地方自治法138条の4の3に書かれておまして、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と書かれております。附属機関は法律で設置義務がなく、設置しても設置しなくてもよいこととなっております。それは、その判断は執行機関にあります。

4番目の議会については、日本国憲法第93条で「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。その議会の議員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」となっております。執行機関、いわゆる町長が住民から直接選挙で選ばれる仕組みであると同じく、議会議員も住民の直接選挙で選ばれる、いわゆる二代表制をとっているわけであり、東庄町の組織を以上四つに分類した上で、質問に入りたいと思います。

附属機関としての種類として「自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会

その他の調停、審査、諮問又は調査のため」と法律に書いてありますが、東庄町の場合、それぞれの会を委員に対し、どのような附属機関が現在設置されておりますでしょうか。種類と数をお伺いします。

また、さらなる行政改革が求められている中、附属機関にもメスを入れるべきと思いますが、削減できる附属機関はあるかもあわせてお伺いしたいと思います。

続いて、執行機関、すなわち町長、教育委員会ほか、法で定められた委員会が政策を立案したり、決定したりする過程で町民各層の意見も聞いてみたい、専門家の意見も聞いてみたいとの必要性を認識した場合、それぞれの分野に応じて委員枠を要綱で決め、それぞれの方に依頼すると思います。現在、その委員の中に議員枠が設けられているものがあり、実際議員が執行機関の附属機関の委員にもなっております。同時にほかの委員も充て職の枠も多く、同じ人物がダブって選ばれているケースが見受けられます。議員枠の設置する根拠を含め、各委員の選考基準をお伺いします。

次の質問として、元議長が委員として出席した場合の手当を返却したい旨の発言を非公式にしたことがありました。議長だけの返却は認められないとのことで、話は断ち切れになっておりました。現在の日本の制度では町長の住民による直接選挙、議会議員も同じく住民による直接選挙で選出される、いわゆる二代表制をとっているわけであります。議員は議会で住民の代表として質問したり、意見も述べる機会が与えられています。また報酬に関しても東庄町の場合、月額、年額がそれぞれの役職で決められております。議会に出席したときだけの日当制ではないわけであります。すなわち、24時間、365日、議員として行政に対し発言、行動することが義務でもあり権利でもあります。

制度上、執行機関、すなわち町長と別の役割を持つ議会議員が執行機関の附属機関の委員を兼ねることは、議会でも聞ける意見を2度、3度聞くことになり、執行機関にとっては幅広い意見を収集する意味では余り価値がないと言えます。また、議員を委員に選ばざるを得ない場合でも、24時間、365日、議員である前提で議員報酬が支払われている限り、議員に対し、委員としての手当を支払う必要はないと考えます。当局の見解を伺います。

さらに、諮問機関が開かれるたびに委員には税金から手当が支払われます。

公金が支払われているわけですから、議事録をつくり公開すべきだと思います。また、会議自体は活発な議論を交わし、行政の政策決定に十分役立つものでなければなりません。町民の意見を聞いたという形だけのポーズではいけません。附属機関の会議の現状をどのようにとらえているかを含め、今後情報の公開、委員の適正な人選など、今後の対応について町長並びに関係当局のお考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、2番目のテーマ、中学校武道必修化についてをお聞きします。

平成18年12月15日、教育基本法が改正され、その第2条、教育の目標に「健やかな身体を養うこと」と「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が定められました。この改正基本法を踏まえて、平成20年3月28日に改定された新学習指導要領では、1年生と2年生で体づくり運動、器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンス、体育理論の8領域すべてを必ず必修させ、3年生では球技と武道のまとまりから1領域以上を選択して履修することになりました。これにより、1年生と2年生次には男子も女子も武道を必修することになりました。柔道、剣道、相撲のうち、どの武道を選択するかは各教育委員会、主管部局の判断に任せられるとのことであります。

ここで質問します。東庄町教育委員会では、東庄中学校でことし4月から必修となった武道について、剣道、柔道、相撲の中から「柔道」を選択したとお聞きしました。このことにより中学1年生、2年生も男女全員が好むと好まざるとにかかわらず、ことしの4月から履修しなければならない科目、すなわち必修科目として柔道を習うこととなります。「この町には相撲がある」と相撲の町をPRしている東庄町が、あえて3種類の中から柔道を選んだこととなります。柔道を選んだ理由はそれなりの強い理由があったかと思いますが、柔道にした理由をお伺いします。

中学校と高等学校で男女の武道を必修科目にしたこと、そして特に柔道を選択したことに対する世論の評価は大変厳しいものがあります。専門家だけでなく、4月から中学生になる生徒、またその親御さんなどから不安の声が聞こえてきます。約1カ月前の報道番組にもこの問題を取り上げておりました。2月

6日、月曜日のNHK「クローズアップ現代」という番組で、中学校武道必修化の問題を取り上げました。番組では学校の中で柔道による事故で亡くなった子どもたちに触れ、中学校、高校で統計をとり始めた1983年から2010年までの28年間に、部活動や柔道授業で事故により命を落とした生徒が114人に上ると報じておりました。また、昨年6月5日に放送されたNNNドキュメント「畳の上の警告～続発する柔道事故と中学必修化～」の番組でも同じような数字を発表し、さらに障害を残した生徒が28年間で275人おり、死亡率を他のスポーツと比較すると、断然高くなっていると報じております。ちなみに、中学校での死亡率は陸上、バスケット、サッカー、野球、バレーボール、剣道、いずれも10万人当たり0.5人以下であるのに対し、柔道は2.38人と非常に高い率になっております。日本では柔道事故の被害者の会も既につくられているとのことでもあります。

教育現場に詳しい名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育学部、内田良准教授は番組「クローズアップ現代」中学校武道必修化の中で、フランスのような周到な準備ができていない今の日本の状況では、中学校での柔道の必修化は大変危険なものになると警告を発しておりました。フランスでは国の柔道人口が日本に比べ3倍であるにもかかわらず、報告された柔道死亡事故はゼロとのことでもあります。その主な理由はフランスで柔道を教えることができる指導者は柔道指導者の国家資格を所有し、医療の知識を持って指導に当たっているためと説明しておりました。

番組を見た協力関係者からの番組への投稿の中にも、学校教育現場の準備不足を心配している声が多く寄せられたそうでもあります。ある教育関係者の声を紹介いたしますと、「中学校体育科での武道授業の安全性について、つい先日県教育委員会と交渉したばかりです。教員の研修会をしたり、専門家を配置したりするので大丈夫という姿勢でした。しかし、私たちは不安を払拭できませんでした。」、また、ある親御さんは「中学生の父親です。幸い息子が通っている学校では剣道を選択してくれました。一安心です。本来は父兄や児童が科目を選択できるようにすべきでしょう。柔道は強い人の首を見ればわかるように、柔道でけがをしないためには首の筋肉が必要です。首の筋肉をしっかりしていないと受け身がとれません。中学校などの初心者は筋力も未発達で、

後方に転倒したときに頭を守ることができないため、重篤な脳損傷を起こすこととなります。学校での柔道の安全な指導法が確立されるまで柔道必修は待つべきでした。」などなど、たくさんの心配する意見が番組ホームページに掲載されております。

生徒がみずから望んで習う柔道部なら、親御さんの理解も後押しもあるでしょう。授業必修化での柔道とは、習う生徒の意欲も親御さんの理解も全くと言っていいほど違うと思います。授業で柔道を必修としてやるからには、この小・中学校の教師も東庄町教育委員会も腰を据えてあらゆる可能性に対応する準備が必要であります。

そこで質問します。多くの親御さんも当事者の生徒も考えもしなかった柔道、あえて言えばやりたくもなかった柔道の授業中に大きなけがをしないか、大変心配だと思います。2月20日の読売新聞によると、都道府県教育委員会への調査では70ページの冊子として「柔道学習指導の手引き」をつくり、全校に配った長野県のほか、24府県11市が作成済みまたは作成中と答えたとのこと。作成していないその理由は各学校が立案するものと答えた県教育委員会もあったとのこと。東庄町教育委員会では大事故を起こさないために、「柔道学習指導手引き」のような教え方マニュアルを含め、事故防止対策としてどのようなことをお考えか、お伺いします。

新聞報道によれば、岡山県は県立の2校に頭を守る柔道用ヘッドギアを90個ずつ配備することを決めた。柔道は頭や首のけがが多いとされ、幾ら気をつけていても事故が起こる可能性はゼロではないと、岡山県教育委員会では県内の全市町村にも配備を求めるということでもあります。京都市では投げられた際の衝撃を和らげるため、畳の上に敷くウレタン製マットを活用する。柔道の選択を予定している全校にマット235枚を配備した。石川県は生徒自身が自分の体調を30から40項目のチェックシートを授業の前後に記入させて、自己管理をさせることを予定している。さまざまな安全対策が各教育委員会で検討されているということです。このような状況を踏まえて、東庄町教育委員会としてきちんとした安全対策を講じるべきだと思います。

私も昨年の議会質問で東庄中学校の柔道部の部長先生が柔道経験のないことを指摘いたしました。幸運にも柔道練習中に大きな事故があったとの情報は入

っていませんが、事故が起きてからでは間に合いません。また、当然指導者の設置や安全対策のための備品の投入にはそれなりの予算計上も必要になると思いますが、予算面での手当はお済みでしょうか、お伺いします。

柔道事故による死亡例の半数近くが急性硬膜下血腫の発症によるものです。急性硬膜下血腫は畳などに頭をぶつけた場合、頭部外傷により脳挫傷が発生し、傷ついた脳血管から血液が脳の間にとまり固まりとなった状態の病気です。こん睡状態で病院に運ばれた場合、死亡率70%と言われております。どうか間に合って手術した場合でも、社会復帰率15%、残り15%は社会復帰できない障害が残るとの統計があります。

柔道事故による頸椎損傷により、運動障害を残すケースも多いとされております。頸椎とは首にある七つの骨のことです。その中の頸椎と呼ばれる中枢神経が通っており、そこを傷つけると脳からの指令が手足に届かなくなったり、逆に手足で感じたことを脳に伝えることができなくなります。損傷した部分から下が麻痺してしまう後遺症が残ります。ちなみに、急性硬膜下血腫も脊椎損傷の治療も残念ながら東庄病院では対応できません。

読売新聞社会部記者の石川淳氏は、次のように書いております。中学校での柔道の授業は既に男子生徒には広く行われているが、新年度からは女子も受けることになる。男子より筋力の弱い女子への対策は万全をさらにとらねばならない。安全確保には正しい受け身や、わざの指導、医学的知識を学んだ指導者が必要だ。教員の指導経験は早急に把握すべきだろう。全国調査では具体的な指導計画や教員の研修について各学校、市町村で考えることとする県教育委員会も見られた。国が決定し、市町村の教育委員会が後は責任をとれとは全く乱暴な意見に聞こえますが、最悪の事態も考えておかなければなりません。

そこで質問します。最悪の事態の場合、保険などの対応は町教育委員会で行っていますでしょうか。行っていない場合、どのように対応することをお考えでしょうか。

中学校柔道必修化については、以上六つの質問としたいと思います。

以上で、第1回目の質問を終わりにしまして、2回目からは自席にて質問させていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、附属機関の数と種類及び委員の選任方法等につきまして、私の方からお答えをいたします。

まず、本町におきましての附属機関の数ですが、25機関設置されております。その内訳ですが、法律で必ず置かなければならないとされているもの、いわゆる「必置」のものが防災会議、介護認定審査会等5機関ございます。また、法律で置くことができるとされているもの、いわゆる「任意」のものが環境審議会、都市計画審議会等7機関となっており、これらを含めました20機関につきましては町の条例に基づきまして設置された機関となります。さらに、本町では附属機関と同様の目的を持って、各執行機関が制定した要綱等に基づいて設置された「類似機関」が20機関ございます。これらの機関につきましては、その設置目的や内容が町政に果たしている役割の大きさから、本町におきましてはほぼ同様に取り扱っております。

したがって、議員ご質問の附属機関の数につきましては、総数で45機関になるかと存じます。またこれらの機関の委員として議員にお入りいただくことと定められている機関は15機関ございます。

次に、委員の選任方法についてのご質問でございました。構成委員につきましては町民の幅広い意見または専門的観点からのご意見を反映させるとともに、公平性を確保することが肝要でございます。附属機関等の設置条例、または要綱等のその設置目的に応じてさきのことを踏まえまして選任に関する規定が設けられておりますので、それぞれの規定に沿って選任させていただいております。なお、先ほども申し上げましたが、議員の委員への選任につきましてはこれらの規定により選任させていただいているところでございます。

次に、議員さんへの議員報酬等の支払いの件でございますが、附属機関の委員には非常勤特別職の報酬等の支給に関する条例の規定により支給させていただいているところでございます。

次に、附属機関等の見直しについてでございますが、附属機関等につきましては行政上の諸課題が発生したときに調停、審査、審議、または調査等をお願いする機関でございますので、それらに対応するためにも安易に廃止できない

ものと考えております。しかしながら、社会情勢の変化等により初期の目的を達成したもの、他の行政手段等により代替可能なもの、統合が図られるもの等につきましては、廃止または統合を検討してまいりたいと存じます。

また、議事録の公開につきましても、障害程度区分審査会等、公開に適さないものを除き、当該附属機関等の設置目的に照らし公開を検討してまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、私の方への質問がございましたので、お答え申し上げます。

施策決定への重要性の認識につきましては、私の方からお答えした方がよろしいかなということでお答えします。附属機関につきましてはさきに担当課長からの答弁もございましたように、その機関の設置目的、性格、そして審議内容により広く町民の皆様からのご意見の提言をいただくもの、そして諮問機関としての性格を有するもの、さらには非常に高度な専門性を持つもの等、多岐にわたります。これらの機関からのご提案、そしてまた審議結果、答申、決定につきましてはそれぞれの機関の権限と事案の重要性を認識するとともに、私ども執行機関と議決機関であります議会との相互の牽制と均衡のもとに行政運営が行えるよう留意しながら、町政に反映させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方から2点目の中学校武道の必修化についてお答えいたします。

まず1点目の剣道、柔道、相撲から何を選んだのか、その理由は？ということでございますけれども、中学校の武道必修化について、武道の中から東庄中学校では柔道を選んでおります。その理由ですが、新学習指導要領実施までの移行期間は武道については選択となっており、中学校では3年間の移行期間以

前から柔道を選択しております。現在、1年生男子と2年生男子・女子、それぞれが年間10時間程度柔道の授業を実施しています。指導に当たっては有段の男性教諭が行っており、柔道着は20着の用意があります。このような現状から中学校では用具は整っており、長い間授業を実施している経験があることから柔道を選びました。

学校経営・運営につきましては校長にゆだねられておりますけれども、新学習指導要領では保健体育の授業が年間105時間以上、そのうちおおむね10時間程度が武道の時間となります。教育委員会としましても限られた時間での柔道のすべての指導は困難と考えております。武道導入の目的を踏まえ、基本動作の指導に重点を置き取り組んでいくよう、学校とも協議が済んでいるところでございます。

次に、安全対策は万全かということでございますけれども、武道の必修化に向けて安全指導マニュアル等は、現在のところ国や県から文書としては示されておりませんが、全日本柔道連盟の「柔道の安全指導」等を参考にして、安全面に十分な配慮をした取り組みを行ってまいります。指導につきましては柔道の授業においては有段の教諭が男子・女子ともに指導することとし、複数の教諭で指導に当たる指導計画を立てているところでございます。また、生徒用教科書「図解中学校体育・千葉県版」が一人一人に配布されており、生徒が授業に生かせるように解説がされております。

安全設備・備品などの予算の状況につきましては、新年度予算での予算計上は予定しておりません。さきに申し上げましたけれども、柔道着も20着の用意があり、今まで実施してきた経緯からもそれに対応可能ということでございます。教育委員会としましても、体育担当教員等に対する基本的技能習得のための研修への参加等により、指導者の育成を図っていきたいと考えています。

また、今後とも中学校の要望等を把握し、必要に応じて県教育委員会や関係機関に働きかけて指導者の派遣等を要請するなど、中学校における武道の授業を支援していきたいと考えています。

次に、事故が起きた場合の対応はとのことでございますけれども、授業中のけが等につきましては日本スポーツ振興センターの保険で対応をしております。万が一、重大な事故等の場合にはその都度の個別の対応になるかと考えており

ます。

以上で答弁の方を終わらせていただきます。よろしくご理解の方をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

それでは、まず附属機関についてお聞きします。

必置を条例で定めている機関とそうではない機関だけれども、同じような扱いをしているということで、45の機関を東庄町の場合は附属機関として設置して、執行機関への助言だとか諮問に応じているというようなお話でありました。その中で、2点だけお聞きしますけれども、委員の選任について、それなりというか、その審議会なら審議会の必要性に応じてそれなりの人物を選任しているというお話でありましたけれども、私が今までこの8年間で参加させてもらっている介護とか、余りこういうことを言ってはあれですけれども、それほど専門的な方がいらっちゃったというよりは、やはり充て職で例えば区長会の会長になったからその席についているという枠が設けられているのかなというふうに思うんです。

それとさっきもう一つは議員枠というものが設けられているというお話、それが15機関あるという話ですけれども、その要綱で例えば医者だけの会とかそういうのもありますけれども、やはりもう少し人材を幅広く専門性なら専門性として、町民の中から選んでいく。町民じゃなくてもいいと思うんですけれども、から意見を聞く。また、町民の中の幅広いその他の意見を吸い上げていくというふうにはなっていないんじゃないかというのが私の正直な印象なんです。例えばそれを公募で選んだとか、そういう充て職じゃなくて公募でそういう委員の方を募集して選ぶということに何か問題が過去に起きたことがあるんでしょうか、それともそういう選び方というのはまだ難しい面があるのかというのをちょっと聞きたいなというふうに思います。

先ほど第1回の質問でも申し上げましたが、ダブって同じ人があちこちの委員会に出ているというのも見受けられるので、本当に町民の意見を聞きたいと、いろんな意見を集めたいという気持ちがあるならば、もう少しこちらから努力

して人材を探したらいいのかなというふうに思いますけれども、その辺に何か問題があるのかどうか、選ぶとき、探すとき、ちょっとその辺教えていただきたいなど。

それから、議員枠、議員というのはもともと執行機関とは別物でありまして、こういうふうに議会の場で物が言える、今言いましたけど、24時間、365日、我々議員としての報酬をいただいているわけでありまして、それを議員がそういう会、諮問委員会でも、附属機関の会議に出るたびにまた手当をもらうというのは、議員として例えば年俸制じゃなくて日当制ですか、日当制というやったときだけもらうみたいな、そういうような報酬の払い方になれば、当然それとは別にそういう会議に議員として出れば報酬をいただくというのは理にかなっているのかなと思いますけれども、今こういう形で議員として参加する会議に、さらにまた報酬を支払われるというのは、やはり今のこの時代から考えればなかなか町民の理解は得られないのではないかなというふうに思うんです。ですから、この辺は考え直していただいた方が時代に合っているのかなというふうに思うのですが、その辺のところをもう一度確認したいなと思います。

それから、柔道の必修化について最初に述べましたけれども、「この町には相撲がある」ということで、よく大きな看板を立てて町の入り口にありますが、その辺のところは全く検討の余地はなかったのかということです。柔道着が20着最初からそろっていたというのですけど、その前から授業でやっていたという、それが大きな理由だという話だったんですけれども、先ほど私が申し上げた柔道の危険性、これだけ多く死亡率が報じられている、そういう中でその辺の検討は全然されなかったのか。

はっきり言って、やはりフランスの例を出しましたけれども、それなりの人がさっき医療的知識を持った国家試験も通った人がきちんと指導して、学校の場合です、だから事故がないんだと。ないというか、少ないんだと。そういうのが日本の今回の場合は、必修にはなったけれども、理念はずばらしいけれども、現場が全く対応していないという状況で、その柔道を入れるということに危険性は感じなかったのかという、それが一つちょっと、どういうふうに柔道着があって何年も前から少しやっていたから、だからというのはちょっとその辺のところの認識をもう一度危険性について、これだけ世間が騒いでいる柔

道の教育について教育委員会、教育長でも教育委員長でもいいんですけども、全く大丈夫だというふうに思っていたのか、その辺のところを今相撲のことで柔道の危険性、そこの認識をもう一度伺いたいと思います。

それから、事故が起きた場合、これは本当に大変な問題になると思うんですが、柔道部に入っている人間と授業で無理やり柔道をやらされるというか、全然違うと思うのです。やっぱり柔道部に子どもを入れる親はやはり多少の危険があってもそれなりの意義を感じて柔道部に参加させますけれども、今回の場合は女の子もやらせるわけですから、やっぱり安全対策とか、その後の補償みたいなものも今度訴訟というか、争いは激しくなると私は思うのです、もし事故になった場合。ですから、今予算としては全く措置していないと。柔道着が20着あるから予算措置は要らないんだと。安全のことに関して、ほかの都道府県とか市町村でやっている例を挙げましたけれども、その辺のことはどうでしょうか、全く心配ないということを知っているのでしょうか。

それと最後にその保険に関して、日本スポーツ振興センターのときに個別に審査するという話ですけども、対応するということですけども、それはどんな方法ですか。例えばこういう死亡事故とか、それから、障害の残った場合とかは、それは親がそういう保険に入っていないか、それともこの公のところの保険でどこまで本当にカバーできるのかというのをちょっと教えていただきたいと。

以上、お願いします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは初めに、委員等の一般公募の関係でございますけども、これにつきましては当該附属機関等の設置目的、性格、審議内容等を勘案して行わなければならないと考えます。そういう中で、今後検討させていただきたいと思いません。

また、次の議員が委員になったときの手当の関係ですけども、これにつきましては先ほど申し上げましたように、非常勤特別職の報酬等の支給に関する条例で決められていることですので、やはりその条例に従って支給する

という形になろうと思います。

それともう1点、専門的委員の関係でございますけれども、この関係につきましては今後幅広く選任できるように、やはり検討させていただきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

それでは、中学校の柔道の選択ということでご質問がありました点の幾つか、私の方からお答えしたいと思います。

まず、「この町には相撲がある」ということで看板も掲げてありますけれども、今度中学校に武道が1、2年生必修になり、その武道の中で剣道、柔道、相撲の三つの中から選ぶのが一つ例示として出されております。また、その三つ以外にも京都の方では何か「なぎなた」を選んだとか、あるいは沖縄の方では「空手」を選択したとか、そういう地域によってその地域の特性を生かして選択している地域もあります。

本町でなぜ柔道をとということでありましたけれども、やはり現在の指導者の関係、そして有段者が中学校に2名先生方であるということと、それから複数の教員で今後指導に当たれば安全性についてカバーできるんじゃないかということも含めて、一番今までやってきた経験のある柔道を選んだということであります。

ただ、柔道の危険性については先ほど議員の方からいろいろと詳しくお話がありました。そういう点を今後も十分考慮いたしまして、指導計画、それから指導者を外部指導者についても検討をしてみなければならないと思っております。

私の方からは以上です。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

新年度予算にかかる予算の関係で、全く今の段階では計上していないという

ことで答弁させていただきました。ただ、これから柔道の授業を進める中でいろいろ外部指導者、そういうものの導入の話もいろいろ県の方から出ております。その辺につきましては、学校の方とも十分協議を進め、そういう指導者の要請、あるいはそういう形になった場合は町にお願いして補正予算なり、そういうもので対応はしていきたいと考えています。

それから、保険の関係でございますけれども、日本スポーツ振興センターの保険なんですけれども、これは保護者の方から2分の1、それから町の方でおおむね2分の1以上を上乗せして掛けている、園児から中学生まで全生徒が入っている保険でございます。その保険の中で学校の管理下でのいろいろな事故、けが、そういうものがあつた場合に補償される制度でございます。いろいろな通院費とか、そういうものがあるところでございます。一応、障害になつた場合は障害の程度によって違いますけれども、最高で障害の見舞金3,770万円が支払われる予定になっております。それと、死亡の場合は死亡見舞金が2,800万円というような形となっております。

一応保険の方はこういう形になっておりますけれども、万が一、やはりこういう形での重大な事故があつた場合、いろいろ訴訟にもなるかもわかりませんが、そういうときにはやはり個別の事例として町の方も考えていかなければならないと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

これで最後の質問になります。附属機関の人選に関しても、これからいろいろ検討していただけるというお話でありました。ただ、今言った議員の報酬に関して、条例で定めているので支払っていますという、それは当然条例で定めているから支払っているんですけど、考え方として考え方が変われば条例もまた変えればいいだけの話で、払わなければいけないと書いていないですよ、条例で。当然、議員が一委員になるから払うのであって、だから、私は年俸制というか、こういうふうな議員としての報酬を日当制ではなくてもらっている段階で、議員として参加している会議ですから、二重にもらわなくていい

んじゃないかなというふうに思うんですけど。

今町長の給料も下げた、執行部の給料も下げたという時代ではどうもなかなか町民に理解されないんじゃないかというふうに思うんですが、それはいや、条例にあるから払いますと言われればそういう執行部の考えですから、わかりましたけれども。それがやっぱりこういう行政改革の中で、我々その方向でいいのかなというのを一つ最後に思います。それと今、ぜひそこをちょっと議会でも考えていただきたいなと思います。

それと、柔道の件ですけれども、これからなんですよ、導入してやるのは。ただやはりこれだけ世の中大騒ぎにして、危険性があるよということを言われているのを余り軽く考えると、本当に自分のところに返ってきちゃうので、今回武道を導入したという理念はすばらしい理念であるんですが、本当にそれは柔道をやることによって達成されるのかというのはちょっと私も非常に疑問を持っていますけれども、ただその危険性に関してはやはりこれから親御さんなんか、まだそんなによく知らないと思うんですよ。これから1年生、2年生で自分の子どもが中学校で柔道をやらなければいけないんだと。嫌だと言ったってやらなきゃいけないという、そういうような科目になりますので、そういうことがだんだん知れ渡ったときに、何でうちの娘に柔道をやらせるんだということになる可能性もあるので、そういうときにやはり十分な安全対策というのを認識して講じておかないと、本来の目的すら達成できないで終わっちゃうんじゃないかなというふうに思います。

そういうようなことを皆さんに認識していただければ質問した価値があったなというふうに思います。

以上で質問を終わりにします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

議員の報酬の支給の関係でございますけれども、この件につきましては議会の方と一緒にご検討の方をさせて今後いただきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、多田和弘君の一般質問を終わります。

次に、7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

7番、城之内です。平成24年度の国の予算案、町の予算案、政策について質問します。よろしくをお願いします。

震災による影響、欧州の政府債務危機、戦後最高値の円高など厳しい経済環境、国の債務残高は国内総生産の2倍に達し、1,000兆円突破は目前という大変厳しい状況下、国の予算、政策は地方自治体にとっても大きな影響があります。注視した行財政運営が求められてると思います。そこで、国の平成24年度予算案について認識と対応について質問します。

最初に2012年度政府予算案、政策についてご所見を伺います。2012年度一般会計の政府予算案では、税収だけでは6年ぶりに前年度より減った震災復興関連を除く歳出90.3兆円の半分も賄えず、借金である国債発行が44.2兆円、税収は42.3兆円、4年連続で国債発行額が税収を上回る異常事態です。

主な要因は歳出の3割を占め、毎年1兆円のペースでふえ続ける社会保障費にあります。今の世代が使う社会保障費を国債の形で将来世代につけ回しているわけです。景気低迷や減税で税収がピークの90年度に比べて3分の2まで落ち込み、財源不足を補う新規国債の発行を今年度並みの44.2兆円にとどめるとの約束は辛うじて守られたとは言え、実態は基礎年金の国庫負担率を36.5%から50%に引き上げるのに必要な2.6兆円、過去3年間は特別会計の埋蔵金を充ててきた中ですが、年金積立金を管理する独立行政法人に交付国債を出すという手法、交付国債は小切手のようなものであり、受け取った独法側が現金にかえるまで政府は支出を免れます。来年度予算を取り繕うための負担の先送り。一方70歳から74歳の医療費窓口負担を政府は24年度から本来の2割負担に戻そうとした中、民主党の反対で1割負担の維持に。そのために必要な2,700億円を23年度補正に入れる前倒し計上など。会計上の操作を駆使して、6年ぶりのマイナス予算。緊縮予算のように見えるが震災の復興費として3.8兆円が特別会計に別枠として計上され、大型公共事業が復活する一方、痛みを伴う社会保障の改革は先送りばかり。実質上の予算規模は

過去最大の96.7兆円となる中、欧州の政府債務危機が深刻化する中、危機感が乏しいと感じられますが、2012年度政府予算案に対する町長の所見を伺います。

国の借金残高は国内総生産の2倍に達し、2012年度末には1,000兆円を超えと言われております。欧州債務危機の財政破綻寸前のギリシャは0.5兆ドル、40兆円の借金残高、アメリカは1.5兆ドル、1,170兆円、ドイツは2.8兆ドル、40兆円、残高を比べても余り意味はないところですが、GDP比米国は1倍、ギリシャは1.6倍、それに対して日本は2倍を超えております。先進国最悪の借金を抱える日本が危機的状況にないのは1,400兆円ある個人の金融資産や、日本の対外純資産。

また、日本の経常収支の黒字によるところですが、政府は借金の返済分を除いた国と地方の支出をどれだけ税収で賄っているかを示す基礎的財政収支の赤字の割合を2015年に半減させる。20年度には基礎的財政収支を黒字化する目標を国際公約にしている中、経済社会が成熟し、税収の大幅増が見込めない中、世界最速の少子高齢化に直面し、膨らみ続ける社会保障費の財源確保と財政健全化の同時達成のため、野田内閣は社会保障と税の一体改革大綱を閣議決定し、社会保障と税の一体改革は膨らみ続ける社会保障費を世代を超えて分かち合い、消費増税で賄うというもの現在5%の消費税率を2014年4月に8%、15年10月に10%に引き上げることを施策とする中、最低保障年金など新制度に完全移行した後の2075年には新たに7.1%の消費増税が必要になる。民主党の試算もあるところですが、5%の増税分のうち、社会保障の充実に回すのは1%分にすぎません。残りの4%分は今の仕組みを続けたり、財政を再建したりするのに使われる。消費増税で家計はかなりの負担を強いられ、さらに13年1月からは震災復興費を賄うための所得税の臨時増税も始まります。負担増に伴う景気の急激な悪化が懸念されるなど、経済成長と財政再建の両立という難しい課題にも本腰を入れて取り組まなければならないと考えますが、社会保障と税の一体改革、消費増税、財政再建について町長のご所見を伺います。

次に、町の行財政への影響及び対応についてご質問します。

社会保障と税の一体改革の目玉として、政府は消費増税に合わせて納税分の

うち、約7,000億円を財源に幼稚園と保育所の一本化を視野に、2013年度に始まる新しい子育て支援制度を取りまとめたところですが、子ども・子育て新システムについての認識及び対応について所見を伺います。

新制度が目指すのは就学前の子ども向けの政策の一本化、保育所と幼稚園を一体化させた総合こども園を創設、こども園では長時間保育や幼児教育の充実を両立させ、3歳以上の子どもの受け入れを義務づける。政府は約2万3,000ある保育所のほぼすべてを15年からの3年間で新システムに移行させる方針です。

に対し、幼稚園については移行は任意、施設側の判断にゆだねる手挙げ方式、幼稚園にも移行を促すという中、待機児童の8割を占める3歳児未満の受け入れは義務づけず、一部の幼稚園や保育所は存続できるなど、課題不透明な面もあります。サービスの事業主体は市町村、市町村には保育サービスに関する需要量の調査と5年ごとに事業計画の策定を義務づける。財源は市町村に一括交付金として渡す仕組みに変えるという新制度ですが、消費増税をめぐる与野党の攻防も絡み関連法案の成立も道筋を含め不透明な点もありますが、幼稚園を2園に統合したことなどを踏まえ、町としてどのように考え対処しようとするのか、所見を伺います。

T P P 環太平洋経済連携協定の交渉参加について伺います。交渉参加に前向きな野田首相のもと、交渉参加に向けた事前協議が始まったところですが、T P Pにおける町の基幹産業と位置づける農業への影響について見解をお聞きます。

例外なき関税撤廃につながるT P P交渉に参加するなら、小規模農家が多く競争力の弱い水田農家の規模拡大が課題になる中、政府は青年就農給付金、農地集積協力金の新設、戸別所得補償制度の規模拡大加算を続け、農地集積を促す方針、5年後に20から30ヘクタールの経営体が8割を占めることを目指す中、現状は3割。農家の規模を問わずに交付金を出す戸別所得補償制度と規模拡大は矛盾するものとの指摘もある中、見解を伺います。

あわせて、町の戸別所得補償制度の参加農家数及び町の本年度予算における主な事業として農業政策の充実として農林水産業550万円を計上して、農業者戸別所得補償制度の上乗せとして新規需要米・加工米補助金、耕作放棄地再

生事業補助金、認定農業者の農地の集約に対して貸し手・借り手双方への助成制度を設けたところですが、対象農家数をお聞きします。

町の基幹産業とも言える農業の影響について、TPPに参加した場合、千葉県は畜産は59%、米は94%、農業全体で33%減少、国においても日本の一次産業の生産額は半減するとの農水省の試算も出ている中、町の農業への影響についてどのように認識しておられるのか、あわせて基幹産業である農業の振興・支援は町の活力向上のためにも大事な問題です。農業就業人口の減少、農業者の高齢化、後継者不足など厳しい課題がある中ですが、農家自身も農業団体も努力はしています。町からの応援も必要です。地域農業の担い手育成、人材確保を含め町の農業振興について具体的な施策を含めて町の考えをお聞きします。

次に、子ども手当について伺います。子ども手当の制度が11年10月から大きく変わった中、12年度から名称や根拠となる法律が変わりますが、支給額は今と同じですが、6月からは所得制限が設けられ、該当する世帯は支給額が中学生以下で1人当たり月5,000円に減額される中、また11年1月に所得税の年少扶養控除廃止、来年度から住民税の年少扶養控除も廃止されます。所得に関係なく、子ども1人当たり年3万3,000円も増税になります。法案成立の見通しは不透明な中ですが、町における所得制限、該当世帯数、人数について、あわせて給食費や保育料の滞納額の天引きについてお尋ねします。

次に、平成24年度予算編成方針と施政方針について質問します。

少子高齢化の進展、それに伴う地域経済の縮小、税収の落ち込み、財政規模の縮減、社会保障費など自治体の行政経費は増加し、財政状況は厳しさを増す中ですが、地方公共団体は住民福祉の向上に努める責任があります。予算の編成・提案に当たり、予算は年度に実施する事業などにどれほどの経費をかけるのか、どんな行政サービス、社会福祉向上に努めるのか約束するものであり、またどのような収入があり負担を求めるのか、直接住民の生活を左右し、福祉のいかんを決するものであります。町の1年間の行政運営の計画を示すものであり、予算の編成・提案権は町長のみで専属し、執行権も町長のみで与えられております。町を統括し行政執行の責任を有する町長として、予算編成に当たりどのように考えて臨まれたのか、予算編成の基本姿勢と平成24年度の施政

方針について、町長のご所見を伺います。

あわせて、予算は議会の議決を経なければ確定せず、予算の議決権は議会のみが有するものであります。当初予算提案に当たり、議会においても予算審議とともに町長の施政方針についての質疑、議論がなされてこそ議会の活性化がなされると考えます。町長の所見を伺います。

次に、地方税、地方交付税、町債及び国民健康保険税、介護保険料についてお尋ねします。

初めに、地方税について伺います。町税の収入額について、個人住民税と固定資産税についてお願いします。あわせて、生産年齢人口の減少など、依然として厳しい状況が続くと思われませんが、今後の見通しについて固定資産税の評価がえを含めて見解を伺います。

市町村民税の徴収についてお聞きします。サラリーマンの場合の特別徴収、年金受給者の特別徴収の該当者数についてお願いします。

次に、地方交付税について伺います。歳入予算の3分の1以上を占める地方交付税ですが、普通交付税の平成24年度の見込み額についてお聞きします。普通交付税は個々の地方公共団体の標準的な財政需要額、標準的な財政収入額を超える場合、その超えた額である財源不足額を補てんするために交付するものであり、普通交付税の算定における基準財政需要額、基準財政収入額についてお願いします。

あわせて、標準財政規模留保財源及び地方譲与税の額についてもお願いします。

地方交付税の将来の見通しについて伺いますが、政府の予算案では17.5兆円、11年度に比べて約800億円の微増とは言え、地方公共団体金融機構の金利変動準備金や交付税特別会計の繰越金の活用など一時しのぎです。交付税の原資となる国税5税の大幅な減少など、財源不足が深刻化する中、現在の交付税水準がこのまま続くとは考えられませんが、将来の見通しについて見解を伺います。

次に、町債について伺います。地方債に関しては地方財政法では「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。」としております。しかし、将来に向けての資本としての役割を持つ施設の整備

のための負担を世代間で均衡させるという機能も地方債にはあります。地方自治法では「地方公共団体は、地方財政法で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。」と定められているところですが、町の借り入れ金に当たる町債について伺います。

公民館の大規模改修、小学校体育館の耐震補強工事など、公共施設の建設事業の減少により、建設地方債の発行は減少しているところですが、平成24年度の町債の発行額を伺います。

あわせて、交付税不足を補う臨時財政対策債について発行可能額、発行限度額についてもお聞きします。

地方債残高について伺いますが、近年減少傾向の中、臨時財政対策債については増加傾向です。減税補てん債、臨時税収補てん債を含めると一般会計における地方債残高、約46億円以上の半分以上を占める中、経済情勢の変化に伴い個人所得の減少、企業収益の大幅な落ち込みなどにより、地方税収入の減、地方交付税の原資となる国税5税が落ち込む一方で、社会保障関係経費の自然増、公債費の増加など、地方財政計画の財源不足が多額になっている中、現下の地方財政収支の財源不足のために発行する地方債であり、臨時財政対策債は普通交付税にかわる財源としての町債とも言えますが、臨時債の元金償還金相当額については後年度100%交付税措置されているところですが、将来の見込みについて見解を含めて伺います。

次に、国民健康保険税について伺います。国保会計については被保険者の高齢化、医療技術の進歩により高額医療費など保険給付費の増加傾向、一般会計からの繰入金が増加傾向など厳しい状況が続くと思われませんが、国保税について一般被保険者、退職被保険者等国民健康保険税についてそれぞれの見込み額、世帯数、人数についてお願いします。

あわせて、65歳から74歳の年金受給者の年金からの天引きとなる特別徴収及び口座振替の状況についてお願いします。

国保制度に関しては市町村格差、保険料格差、保険料収納率の低下傾向など、さまざまな問題が指摘され、市町村国保の都道府県単位への広域化が言われる中ですが、保険料の収納率は保険料にも影響します。引き上げ要因にもなります。そこで、国保税の徴収率について伺います。滞納の件数も含めてお願いします。

ます。

あわせて滞納者への資格証明書及び短期保険証の発行状況についてお願いします。

厳しい国保運営の状況は一層厳しさが増すと推測されますが、一般会計法定外繰り入れを含め、国保税の見直しについて見解を伺います。

次に、介護保険料について伺います。これについては山崎議員の質問にもありましたが、介護報酬が来年度から1.2%引き上げられ、09年度に続くプラス改定ですが、増額分は介護職員1人当たりにつき1万5,000円を支給する処遇改善交付金制度が終わった後も賃金水準が下がらないようにするための措置ですが、実態は据え置きです。報酬引き上げに伴い介護保険料も介護報酬の増額や、高齢化による介護サービスの利用者増で負担もふえるのは避けられないところだと思いますが、第1号、第2号被保険者の保険料、被保険者数についてお願いします。

高齢化により介護サービスの利用者の増加が見込まれる中、高齢化率、要支援、要介護認定者数、居宅介護サービス受給者数、施設サービス受給者数についてお願いします。将来の見込みも含めて見解を伺います。

次に、平成24年度の主な事業及び施策について伺いますが、国においては人口減少、少子高齢化により社会保障関連費の増、リーマンショック、欧州債務危機などに伴う景気の停滞などによる税収の大幅な減少、赤字国債の発行が税収を上回るという予算が続いているという異常事態、多くの課題が山積している現状で、政権が交代しても、首相が幾らかわっても日本の政党政治は党利党略、目先のことばかり、同じ消耗戦を繰り返し、答えが出せない中ですが、政府の予算、政策決定は不透明な中ですが、地方も今人口減少、少子高齢化、地域産業・農業の衰退による地域経済力の低下が財政力を弱め、それがさらに人口と産業の流出を招く負の連鎖、人口減少右肩下がり時代とは言え、地域再生・活性化は喫緊の課題です。取り組まなければならない最重要課題だと考えますが、財政の健全性を維持しつつ子育て支援のさらなる充実、住民福祉の向上のための地域住民のニーズにこたえる行政サービスの提供、住民の期待にこたえる事業施策の展開、的確な行政運営が求められると考えます。そこで、平成24年度においてどのような考えのもと、どのような事業を予定している

のか、平成24年度における主な事業について考えを伺います。

あわせて、地域活性化事業補助金の継続についての見解を伺います。

事業の財源とコスト、実施の方法、実績と効果の公表が必要だと考えます。費用対効果を含め見解を伺います。

地域の活性化は緊急を要する行政課題として取り組まなければならない最優先課題だと考えますが、町民のやる気を後押しするだけでなく、行政も知恵を出し、行政と住民、農業と商工業・観光、さまざまな団体との連携協力なくして地域の活性化、町の元気はなし得ないと考えます。行政の見解を伺います。

多くの個人、団体も頑張っています。商工会、観光協会は特に重要な役割を果たす期待があります。商工会、観光協会には町の補助金を出しているところですが、なかなか活動が見えないという声もある中、体制・活動について行政とのかかわりを含めて見解を伺います。

高齢化の中で、高齢者への支援、見守り体制のさらなる充実が重要な課題となる中ですが、町においても昨年東庄町見守りネットワークを発足させたところですが、体制・活動についてどのような体制で、どのような活動をしているのかについてお聞きします。

高齢者支援については各地で社会福祉協議会、ボランティア団体、地縁組織、商工会などの連携も含め、見守り活動や買い物支援といった生活支援など、高齢者への見守り、生活支援が広がる中、行政の見解を伺います。

また、高齢化により、これは花香議員からも質問があったところなのですが、食料品や日用品の購入にすら支障を来す買い物弱者がふえております。過疎地だけでなく、都市部でも深刻な問題になっている中、全国600万人程度という推計もあります。人口減少と小売店の後継者不足により、身近な中小の店が消え、車社会の弱者である高齢者を直撃しているところですが、町においても同様検討しなければならない問題だと考えます。移動販売などを含め、地元商店の配達・移動販売、商工会・行政の支援補助など、さまざまな支援策が考えられますが、行政の見解を伺います。

公民館について伺います。大規模改修に伴う休館、昨年の震災、原発事故に伴う節電対策により、利用制限などがあった中ですが、利用状況について利用団体、回数、人数について、来年度はどのように考えているのか見解を伺いま

す。

あわせて、公民館の利用団体、利用人数について文化協会加盟団体、サークルなど高齢化などにより減少傾向にあると思いますが、見解を伺います。

公民館の果たす役割、社会教育・生涯学習の重要性、振興を考えたとき、新たな取り組みも必要だと考えますが、社会教育主事の配置とあわせて見解を伺います。

東庄町行政協力員まちづくり会議設置について伺います。町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、町民の視点からまちづくりに関して意見や提言を行うとなっておりますが、行政協力員、区長さんに関しては既に組織がある中、それを発展させれば済むことだと思いますが、町長に提言する組織は審議会などいろいろある中、何を期待しているのか、見解を伺います。

協働によるまちづくり推進のためにも町民各層、各団体、女性など多くの提案、意見が必要だと考えます。これからのまちづくりは協働によるまちづくりなくして真のまちづくりはなし得ないと考えますが、協働に対する考え方とあわせて見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、質問にお答えをいたします。まず現在の国会において審議をされております平成24年度の政府予算案に対する私の見解を申し上げます。

予算案を見ますと一般会計の総額で約90兆3,000億円と前年度から2兆円ほどの減額予算になっております。歳入における税収は前年度比3.5%増の42兆円が計上されておりますが、44兆円を超える新規国債発行が予定されており、税収と公債発行額が4年連続逆転していることは財政運営上、特に憂慮すべき事態であると思えます。

また、平成24年度末の国の公債残高が709兆円に及ぶと見込まれており、財政規律の確保が強く求められるものであります。また、国、地方に合わせた長期債務残高は940兆円程度となり、地方においても将来負担を軽減すべく、健全財政の運営に鋭意努めるべきであると認識をしております。

一方歳出であります。年金、医療、保険、福祉などに関する社会保障関連費が少子高齢化社会の進展などに伴いまして急増しており、歳出総額の30%ほどを占めております。いわゆる赤字国債である特例公債を38兆も発行せざるを得ない歳入構造に照らすと、大局的な見地から社会保障と税の一体改革は急務であると、このように考えております。

続いて、本町における新年度予算について申し上げます。

まだ予算編成方針は申し上げておりませんが、平成24年度に始まり第5次東庄町総合計画、後期基本計画の初年度となることから前期基本計画の成果、課題を踏まえ、重点プランの推進に全力で取り組んでまいり所存であります。

また、地方財政を取り巻く現状にかんがみ、昨年度に引き続き優先性、そして緊急性を踏まえながら選択と集中に努め、限られた財源を効果的、また効率的に活用すべく予算を配分したところでございます。特に震災の教訓を踏まえ、防災無線のデジタル化を再整備するなど、住民の安心・安全に重点を置いて予算配分をいたしました。なお、新年度予算はこの後予算審査特別委員会において審査をされることになっております。その際、詳細な説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、初めに地方交付税の関係ですけれども、地方交付税については所得税など国税5税の収入の一定割合を原資として交付されますが、財源不足から交付税特別会計において借り入れをしている状況にあります。さらに、地方における臨時財政対策債の発行によって補てんをしている状況です。

この現状や将来的な生産年齢人口の減少を考慮しますと、今後の交付税収入の見通しは厳しいものと認識しております。平成24年度予算の歳入で普通交付税は約16億1,000万円を計上しております。算定に当たりましては基準財政需要額を30億2,000万円、基準財政収入額を12億8,000万円、臨時財政対策債の発行可能額を2億8,000万円、留保額として1億3,000万円を見込んでおります。標準財政規模は36億円程度となる見込みで

す。また、地方譲与税は9,090万円を計上しております。

次に、町債についてですが、臨時財政対策債で2億7,900万円、建設事業にかかる起債として約6,500万円を計上しております。年度末の町債残高は45億7,000万円程度となる見込みです。このうち、臨時財政対策債は24億円ほどとなり、起債の半分以上を占めることとなります。臨時財政対策債は元利償還金が将来的に交付税算入される仕組みになっていますが、制度を過信することなく起債の抑制を図り、できる限り後年度負担を軽減するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、地域活性化事業補助金ですが、24年度予算では400万円を計上しております。有志の団体による町の活性化につながる幅広い活動を支援したいと考えております。

次に、行政協力員まちづくり会議についてでございますが、初めにその趣旨、設置目的でございます。近年の生活様式の高度化に伴い、町民の町行政に対する要望も多様化しているところであります。そこで、町民の視点から町政に対する意見、要望のご提言、また地域住民の建設的な意見の集約等を行っていただくための会議を設置するものであります。各地区の区長さんには町行政協力員をお願いし、各地区としての要望などを町との連携により処理していただくところでございます。これをさらに推し進めて、地区の皆様のご意見、ご要望を集約していただき、区長さんを通してご提言いただくというものでございます。

行政、議会との関係についてであります。行政協力員まちづくり会議はご意見、ご要望をご提言いただくための附属機関の類似機関と考えております。これらの中からご提言をいただいた有用な意見を町の施策として実施する際には、当然のことながら予算面におきましても議会の議決をいただくこととなります。したがって、執行機関と議決機関の均衡を逸することはならないと存じております。

あと委員の一般公募についてでございますけれども、本会議の設置目的、性格等から考えまして、一般公募は適さないものと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、ＴＰＰ参加による町農業への影響ということで、ご説明したいと思います。

ＴＰＰ参加による町農業の影響ですが、国レベルの施策でありますので町への直接の影響についてははっきりと申し上げることはできませんが、自由化による農産物の価格の下落等は懸念されるところであります。いずれにしましても国の施策、方向性が決まりませんと、地方への影響は見据えることができない状況ですので、今後の国の動向を踏まえ慎重な対応をしていかななくてはならないと考えております。

次に、先ほど農業者戸別所得補償制度について質問がありました。平成２２年度の加入者数は５件、２３年度については２７件です。内容につきましては町単独事業としまして２３年度より新規需要米等の補助金ということで飼料用米関係が１７件、米粉用米が４件、加工用米補助金として６件、麦・大豆等転作補助金として１件がありました。

平成２４年度の予算につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきませんが、水田農業構造改革対策推進費としまして、来年度９７５万１，０００円、前年度、本年度の６７３万６，０００円に対して３０１万５，０００円の増を予定しております。補助金の内訳なんですけど、９７２万６，０００円を補助金として予定しております。加工用米補助金につきましては３０万円、麦・大豆等の転作補助金１３万円、新規需要米等の補助金は３７５万円、農業者戸別所得補償制度推進事業補助金として３７２万６，０００円、水田自給力向上対策事業補助金としまして１８２万円を予定しております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会でも説明させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、農業者の高齢化に対する町の対策につきましては、農家数、従事者数の減少と合わせ、かなり厳しい問題と考えております。町としましても県で実施しております「農業後継者育成セミナー」への参加支援、新規就農者への育成支援、ＪＡかとり青年部東庄支部への助成など、後継者育成を図り高齢化対策としても今後も推進していきたいと考えております。

次に、地域活性化事業ですが、平成23年度は「東庄音頭ぼんおどり会」に40万円、「出羽海部屋笹川夏合宿」に50万円、「クール百音Specialコンサートin東庄」に50万円が地域活性化事業審査会の審査を受け、それぞれ助成しております。

東庄音頭ぼんおどり会ですが、8月5日の金曜日に実施され、町内より大勢の人が集まって盆踊りを楽しみ、また出店された各お店には子どもたちから大人まで買い物客でにぎわっていました。出羽海部屋笹川夏合宿は8月8日から21日まで、諏訪神社境内で行われ早朝のけいこには内外からの見物客でにぎわい、赤ちゃん相撲やちゃんこ汁のサービスなど、地元との触れ合いイベントも行われました。クール百音Specialコンサートin東庄では歴史的に縁の深い鎌倉で活動している合唱団との文化の交流ということで、12月4日、町公民館でコンサートを開催し大勢の来場者がありました。今年度はこの3件でしたが、地域活性化にはつながったと考えております。

また、昨年度実施しましたラジコン航空ショーでは約2万7,000人ほどの来場者を集め、地域活性化事業としては成果を上げており、来年度平成24年度も地域活性化につながるいろいろな事業を支援していきたいと考えております。

続きまして、観光協会と商工会の活動・組織についてですが、観光協会につきましては産業振興係が事務局で、組織については商工会、飲食店組合、JAかとり、観光いちご組合などの9団体と12名の個人会員で組織されております。活動につきましては、つつじまつりや観光ふなつり大会などを主催し、笹川の相撲まつり、河口堰フェスタ、ぼんおどり会、出羽海部屋笹川夏合宿、県民の森祭り等の各種イベントの後援となり、開催に当たり協力しております。また、各種観光キャンペーンに参加して、町の観光案内や物産のPRを行っております。

商工会につきましては、商工会事務局が独自にあり、会員数が315名で、経営改善普及事業、地域総合振興事業等の活動しております。町としましては観光協会、商工会活動事業の応援・支援を行い、町の活性化につなげていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

初めに子ども手当にかかります町への影響についてでございますが、本年4月より子ども手当の制度改正に伴い、電算システムの改修が必要なため63万円の補正を計上する予定でございます。また、税法改正により子ども手当にかかる扶養控除の廃止によりまして、約3,000万円の個人住民税の増収を見込んでおります。

次に、個人住民税の見込み額でございますけれども、近年の景気動向を考慮し、内閣府の月例経済報告及び農林水産統計等を参考に所得区分ごとの所得の伸びを類推するとともに、平成23年度課税状況調査をもとに税額を算定・算出したしました。また、税法改正による扶養控除の改正分の増を3,000万円計上し、5億4,100万円を予定しております。

なお、平成23年度の納税義務者数7,049人のうち、給与所得者人数が5,485人、そのうちの給与特別徴収義務者の人数は3,144人で、全体の44.6%となっております。また、年金特別徴収につきましては746人、10.5%でございます。なお、今後高齢者の増加に伴い、年金特別徴収は増加するものと思われれます。

次に固定資産税ですが、平成24年度は評価がえ年度になります。土地については下げどまりの傾向が見られるもののわずかながら下落しており、平成21年度に比べて平成24年度基準値価格では千葉県下、全市町村において下落しています。そのため、下落修正による評価額の減に伴う引き下げ、地目変更による増減を見込み、家屋については3年に1度の評価がえのため、在来分家屋については経年減点による減価分と取り壊しによる減少分、新增築による増加分を見込み、また、償却資産につきましては、近年の景気動向を考慮すると企業の設備投資が見込めないため、在来分に平均残存率を乗じて計上し、固定資産税では5億9,200万円を見込んでおります。

また、町税全体での今後の見通しにつきましては、景気の低迷による影響や高齢化による退職者の増加に伴う所得の減少により減収が予想され、世界的な経済の落ち込みや東日本大震災の影響が懸念されるところであり、不透明な状

況にあると思われます。

続きまして、国民健康保険税についてお答えいたします。平成24年度予算案における保険税収入については、住民税所得割及び固定資産税の課税見込みが減額となることから所得割と資産割を減額し、また被保険者数の減少により前年度予算より1,541万円減額した5億7,521万3,000円を見込んでいます。

保険税の徴収率につきましては、平成22年度実績が77.48%で県下第2位の徴収率でございました。また今年度1月末現在の徴収率は68.76%であります。前年度同時期の徴収率は70.02%と1.26%下回っており、本年度におきましては76.22%を見込まれるところでございます。また、今後の見通しにつきましては景気の動向に左右されるところもございまして、多くの伸びを期待できるものではないと認識しております。

次に、納税義務者の状況でございますが、一般被保険者の納税義務者数は4,091人、退職被保険者の納税義務者数は354人で、そのうち年金特別徴収者は387人で8.7%を占めるところでございます。なお、12月末現在の被保険者数につきましては一般が5,497人、退職が394人となっております。

また、滞納世帯への資格証明書の交付ですが、1月末現在で31世帯、短期被保険者証は178世帯でございます。

税率改正につきましては、平成21年度、22年度と2年続けて実施しているところでございます。この改正等によりまして、平成23年度決算見込みにおきましては前年度並みの繰越金が見込まれ、現在のところ税率改正は予定しておりません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、ご質問のうち子ども・子育て新システム、総合こども園の関係でございまして、こちらのご質問についてはまだ国会の方に関連法案が提出すらされておられませんので、町としましては現段階で特にお答えを申し上げることは

ございませんので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、第5期の介護保険事業計画における被保険者数と保険料でございますが、保険料については先ほど山崎議員ご質問のときにお答え申し上げたとおりでございます。また、第1号被保険者の数につきましては、3年間で1万3,358人の見積もりであります。また、第2号被保険者の数ということであったのですが、第2号被保険者の数につきましては第5期計画に直接反映されるものでございませんので、私どもとしましては把握してございませんので、よろしくお願い申し上げます。

なお、第2号被保険者の保険料率につきましては、各保険者ごとに保険料率が異なっておりまして、それはその保険者ごとの40歳から64歳の数に応じて料率が変わっていくからでございます。

続いて、要支援、要介護者の推計でございます。まず要介護認定で要支援1、2の方の数につきましては平成22年から平成26年までを順に申し上げます。なお、平成23年までは実績値でございます。158人、147人、142人、150人、160人ということでほぼ横ばい傾向にございます。また、要介護1から5の方の数につきましては374人、423人、475人、527人、556人と上昇傾向にございます。

最後に、第5期計画、平成24年度から26年度までの各介護サービスの利用者数について、重立ったものについて予定人数の推計を順に申し上げます。まず要介護の方がご利用になる居宅サービスについては5,673人、6,276人、7,071人と毎年度10%を超える伸びとなっております。次に、地域密着型サービスにつきましては613人、619人、629人となっております。次に、介護保険施設サービスにつきましては1,560人、1,740人、1,920人ということで、毎年度10%を超える伸びとなっております。

内訳につきましては介護老人福祉施設、特別養護老人ホームでございますが、720人、840人、960人、それと介護老人保健施設、こちらが480人、540人、600人といずれも10%を超える伸びになっております。また、介護療養型医療施設につきましては毎年度360人ということで、増減なしで見込んでございます。

続いて、要支援1と2の方がご利用になる介護予防サービスにつきましては、1,384人、1,452人、1,520人、毎年度5%弱の伸びとなっております。

続いて、質問事項の2のうち、見守りネットワークの関係でございますけれども、活動体制としましてはいつぞや議会の方でご報告申し上げましたとおり、健康福祉課と民生委員さんが太いパイプでつながっておりまして、区長会議、老人クラブなど、地域の方が連携した体制として取り組んでいただいております。特に民生・児童委員さんにつきましては相互の協力関係によりまして、高齢者の在宅福祉の推進が図られております。今後、この活動はさらに重要性を増し高まっていくものだと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方から公民館関係についてお答えします。

これからどのように利用者の増加を図るのか、また関係団体も高齢化等でやめる人もふえていく、それを補う新会員をふやすほか、あるいは新メニュー等での参加者増加の方策についてということで、関連がありますので一括でお答えしたいと思います。

まず利用者の増加をいかに図るか、とても難しい問題でございます。そういう中で町民のニーズを把握し、各種講座に盛り込むなどの工夫をしております。特に平成24年度は団塊の世代や男性の講座、若い世代等、年齢や対象により土曜日や日曜日、また夜間の講座を多く計画しております。

また、24年度から公民館活動の活発化と会員数の拡大を目的に、「おためし公民館」というものを初めて実施します。これは公民館を利用されています約50団体の利用者の通常の活動日に一般の希望者を受け入れていただき、活動の体験をしていただくものでございます。

また、新しい講座としましては篆刻、ヤング クッキング、フラワーアレンジメント、手づくり絵本、季節のコンテナガーデン、庭木の手入れ、ラッピング、布ぞうりづくり、バードウォッチングなどの講座を公民館運営審議会で協

議をいただきまして、取り入れてまいります。

これらの募集につきましてはホームページや生涯学習だよりで掲載し、募集をする予定でございます。大勢の方々に応募いただき、趣味や体験を生かしていただき、その結果が公民館利用者の増加につながればと考えておりますので、よろしくご理解の方をいただきたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

7番。

7番（城之内一男君）

長くなりましたので、ちょっと2点だけ伺います。

国の予算とは言え、やはり地方もかなり影響を受けるわけですから、国債が大幅増加の中、赤字国債、ギリシャの政府債務危機にあるなど、日本としても家計によって国債を支えている、経常収支の黒字で支えている部分がありますけれども、本年1月から貿易赤字、また伴って経常赤字も予想される中、やはりこれはこの状態が続けば危険な状態になるのは間違いありません。やはり国がだめになれば地方も当然だめになるわけですから、その辺の状況について、これは町長に伺いたいと思います。

それとTPPに関してはまだ交渉参加状態なんですけども、やはり米についても約半分入ってくるという中、やはり注視して見ていかなければいけないと思います。TPPがどれだけ経済効果があるかどうかわかりませんが、そのTPPに関して日中韓のFTAとか、それの方が効果があるという部分がありますけども、これは国の方針ですから、地方としてもやりようがないんですけれども、これもやはり注視していかなければいけないと思います。

それと、臨時財政対策債なんですけども、地方債の中でもう半分以上を占めるような、これもだんだんふえていくと思います。100%交付税措置されているとは言え、やはり地方財政計画に算入されるわけですから、これは当然後年度100%財源措置されます。ただ、これも問題というか疑問というか、それは基準財政需要額に算入されるというだけで、基準財政需要額に算入される算入分がどんどんふえていくだけという面があります。もう財源もない中、やはりこれも考えていかなければならないと思います。

その点に関する見解、この2点お聞きして質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

国の予算でありますけれども、大変厳しい中で今進めておりますけれども、やはり国の予算の影響は地方には必ず来ます。そういうことでその動向を見守りながら慎重に町も進めてまいりたいとこのように考えております。

先ほど、説明ができなかった部分もありますけれども、いわゆる幼保一体改革が提出されたのは3月2日でありまして、市町村が受け持つということであります。この書類の最終提出は今月の13日でありますから、まだ国に提出されていない部分もありますので、まだお答えができない部分がたくさんございます。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

議長（鎌形寿一君）

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時20分といたします。よろしくお願いします。

（午後 3時03分 休憩）

（午後 3時20分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

人権擁護委員は法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づき、市町村長が議会の意見を聴いて推薦することになっております。

このたび、宇井秀雄氏が平成24年6月30日をもって任期満了となることから、引き続きお願いするということで、候補者として推薦するものでございます。

宇井氏は、平成18年7月に人権擁護委員をお引き受けいただき、現在は同委員として当町の中心的な役割を担っておられます。また、温厚な方で東庄ライオンズクラブ会長を経験される等、地域社会に貢献しようとする意識の高い方であります。今後とも継続してお願いいたしたく、候補者として推薦するものでございます。

皆様のご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第1号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第7、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、委員としてお願いをしております宇井秀雄さんが平成24年3月11日で任期満了となります。適任でありますので、引き続き委員としてお願いをいたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第1号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第8、議案第1号、東庄町暴力団排除条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第1号、東庄町暴力団排除条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

暴力団に対しては刑罰法令、暴力団対策法を適用しての取り締まりが行われておりますが、千葉県内の暴力団員数は暴力団対策法が施行された当時と比較し、平成22年度末で約2,500人となっており、ほぼ横ばいの状態で推移していることから、依然として暴力団が勢力を維持している状況でございます。

このような状況を踏まえて、千葉県においては暴力団の勢力維持を解消させるべく、平成23年9月1日に千葉県暴力団排除条例が施行されたところであります。これに伴いまして、県下市町村が千葉県と一体となって協力し、社会全体で暴力団の排除を推進していくために、東庄町におきましても暴力団排除の取り組みを内外に明示し、ひいては町民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的として本条例を制定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、議案第1号、東庄町暴力団排除条例を制定することについての内容をご説明申し上げます。

町長の提案理由にもございましたが、千葉県では暴力団の排除に関して基本的理念を定め、県民の平穏な生活や事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、千葉県暴力団排除条例が平成23年9月1日から施行されました。県下各市町村においても県と歩調を合わせる形で条例の制定が進んでおります。

従来から暴力団対策としましては平成4年に施行されました暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律による規制や、刑罰法令による検挙、取り締まり、県民による暴力団排除活動などの取り組みが講じられてまいりました。しかしながら、暴力団員数はほぼ横ばいで推移してきており、全国の暴力団勢力については平成22年度末において7万8,600人程度、千葉県内の暴力団勢力については2,500人程度が活動しているというデータがございます。

その要因として暴力団を利用する者や、暴力団に資金を提供する者などの存在などが挙げられております。これらの暴力団員は住民生活や社会経済活動に深く入り込み、暴力を背景にさまざまな分野において資金を獲得するため多様

な活動を行っており、組織的に犯罪に深くかかわるなど、依然として社会に大きな脅威を与え続けております。暴力団を壊滅、弱体化するために警察による取り締まりだけでなく、社会全体での取り組みが大切であり、必要であることから、暴力団排除の取り組みが全国的な流れとなっておりまして、全国の地方自治体の多くで同様の条例が制定されてきております。

千葉県内におきましては市原市を初め9市町が既に制定しており、暴力団排除につきましては、先ほども申し上げましたが、社会全体で取り組むことが一番効果を発揮するものでありますので、県と各市町村が連携し暴力団排除の推進を図っていく必要がございます。東庄町におきましても、県関係機関と連携をとり、暴力団の排除に取り組む町の姿勢を明示し、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、本条例を制定するものでございます。

本条例につきましては、千葉県暴力団排除条例の規定に準拠しているものでございますが、県条例のような権力的作用を伴う規定ではなく、罰則のない理念的、訓示的な条例という性格を有するものとなっております。

では、主な条文について説明いたします。恐れ入りますが、議案書つづりの5ページをお願いします。

まず第1条であります。条例に定める事項と条例の目的を規定するものでございます。

第2条では、本条例における用語について定義するものでございます。

第3条では、基本理念についての規定でありまして、暴力団の排除を推進する上での考え方等を示したものであります。

第4条から第6条までは、町、町民及び事業者がそれぞれ基本理念に基づいての取り組み、あるいは講ずるべき事項について定めるものでございます。

第7条は条例運用上の配慮であり、暴力団の排除を推進するための取り組みによって、町民や事業者の権利が不当に侵害されないよう配慮することを定めるものでございます。

第8条から第14条までは、第3条の基本理念の上に、第4条の町の責務を踏まえまして、町が実施すべき具体的な施策について定めるものであり、それぞれ推進体制の整備、町の事務等からの暴力団の排除、県への協力、町民等に対する支援と広報活動の充実等、管轄署との連携等及び少年の健全な育成を図

るための措置について定めており、県及び関係団体と協力・連携を図りながら県と同様に施策を実施していくことを定めるものでございます。

第15条は第3条の基本理念、第5条の町民の責務及び第6条の事業者の責務を踏まえた上で、町民及び事業者が暴力団員等に対して、してはならない行為を具体的に定めたものでございまして、千葉県暴力団排除条例と同様、暴力団員等に利益供与を禁止するものでございます。

なお、施行期日につきましては町民、事業者へ周知を図るため、一定の期間を設ける必要があること、また香取警察署管内、市、町において条例施行の足並みをそろえることから、平成24年9月1日を施行日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、議案第1号、東庄町暴力団排除条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第2号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第2号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、町長、副町長、教育長の給料月額についての減額措置を延長するものでございます。町長、副町長及び教育長の給料につきましては、平成17年4月から町長20%、副町長15%、教育長10%の減額措置を実施してまいりました。このたび、減額措置を平成24年4月から平成25年3月まで延長すべく、条例の改正を行うものでございます。

なお、それぞれの給料月額につきましては、町長が78万5,000円から62万8,000円、15万7,000円の減。副町長が64万4,000円から54万7,400円、9万6,600円の減。教育長が56万5,000円から50万8,500円、5万6,500円の減となります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

これから、議案第2号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第3号、東庄町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、及び日程第11、議案第4号、東庄町図書館協議会に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上、2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括上程をされました議案第3号、東庄町公民館設置及び管理に関する条例、及び議案第4号、東庄町図書館協議会に関する条例のそれぞれの一部改正条例を制定することにつきまして、提案理由を申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、社会教育法、図書館法の一部改正が行われ平成24年4月1日から施行されることになりました。これによりまして、これまでの社会教育法で定められていた公民館運営審議会、及び図書館法で定められていた図書館協議会の委員の委嘱、任命の基準から文部科学省令で定める基準を参酌して地域の実情に応じ、地方公共団体の条例で定めることとなりました。これを受け、委員の委嘱基準として必要な事項を新たに条例中に規定するため、東庄町公民館設置及び管理に関する条例、東庄町図書館協議会に関する条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

それでは、議案第3号、東庄町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号、東庄町図書館協議会に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年8月26日に可決・成立しました。同法の中には公民館運営審議会と図書館協議会の委員の委嘱、任命に関する改正規定も盛り込まれておりまして、これらの運営審議会、協議会を設置する場合には委員の委嘱、任命の基準について文部科学省令で定める基準を参酌して条例で新たに定めることとされています。

省令で定める基準を参酌した結果、省令による参酌すべき基準のとおりとし、具体的には、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱、任命すること」とするものでございます。

それでは、参考資料により説明させていただきたいと思います。参考資料の2ページをお願いいたします。

東庄町公民館設置及び管理に関する条例新旧対照表ですが、第17条第2項に、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」旨の委嘱基準を新たに加えるとともに、第2項から第4項を、第3項から第5項に繰り下げるものでございます。

また、次の3ページ、東庄町図書館協議会に関する条例の新旧対照表ですが、委員の任命ということで、第4条として同じ任命基準を新たに加えるとともに、第4条から第6条を、第5条から第7条に繰り下げるものでございます。

なお、議案書の12ページ、14ページの附則は、この改正条例の施行期日を平成24年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、議案第3号、東庄町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、東庄町図書館協議会に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第5号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第5号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料率は、3年ごとに見直しをする介護保険事業計画の策定に伴い定めることになっております。本年度は平成24年度から平成26年度までを第5期とする介護保険事業計画を策定しておりますので、これに伴い介護保険料率の額を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、議案書の16ページをごらんいただきたいと存じます。

第7条の中の「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改めることにつきましては、町長の提案理由にありまして、第1号被保険者の介護保険料率は介護保険事業計画の見直しに伴い、3年ごとに定めることになっております。現在の第4期介護保険事業計画においては平成21年度から平成23年度までの額を定めておりますが、これを第5期の介護保険事業計画の期間である平成24年度から平成26年度までの額を定めることに改めるものでございます。

それでは、参考資料4ページの新旧対照表第7条をごらんいただきたいと存じます。

介護保険料の算出につきましては、ごく大まかに申し上げますと、計画期間3年間で見込まれる保険給付費等の総額のうち、第1号被保険者の負担分である21%相当額を第1号被保険者の総数で割り返しまして基準額を定めております。その後、各段階ごとに定められている調整率を乗じまして保険料を計算してございます。

現在の保険料につきましては対照表の右側にありますように、第1号から第

6号までの6段階でありまして、このうち基準額は本人が市町村民税非課税である第4号の年額3万8,160円、月額に直しますと3,180円でございます。これを第5期介護保険事業計画の策定により、介護給付費の大幅な増加が見込まれておりますので、第4号の基準額を年額で4万8,600円、月額4,050円とするものでございます。第4期に比べて金額で1万440円の増、率で27.4%の増となります。

第1号から第6号の各段階の区分については、第1号被保険者の所得金額などによって定めております。各段階の保険料を順に申し上げますと、第1号及び第2号が基準額に調整率0.5を乗じた2万4,300円、第3号が基準額に0.75を乗じた3万6,450円、第5号が基準額に1.25を乗じた6万750円、第6号が基準額に1.5を乗じた7万2,900円とするものでございます。

それでは、議案書の16ページの方に戻っていただきまして、附則第1条につきましては施行期日の規定でありまして、平成24年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は経過措置の規定でありまして、平成23年度以前の過年度分の調定においては、平成23年度以前の保険料率を用いる旨の規定でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、提案のとおり可決くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、議案第5号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定す

ることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第6号、千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第6号、千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

千葉縣市町村総合事務組合の組織団体であります銚子市及び松戸市より、平成24年4月1日から共同処理事務の追加依頼がありました。これに伴い、同組合同規約の一部改正について関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、追加する事務につきましては銚子市が公平委員会に関する事務、松戸市が議会の議員その他非常勤の職員等の公務上の災害等の補償に関する事務を共同処理するものでございます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

これから、議案第6号、千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第7号、香取広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香取広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更並びに香取広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、及び日程第15、議案第8号、香取広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議について、以上、2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第7号、香取広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに規約の一部を改正する協議、及び議案第8号、当組合の財産処分に関する協議につきまして提案理由を申し上げます。

第7号議案は、本年度末をもって成田市が組合から脱退すること、及び老人福祉センターの運営を廃止することに伴い、同組合同規約の一部改正が必要になるものでございます。

第8号議案は、成田市の脱退により成田市が権利を有する財産を組合に帰属させ、今後の組合運営に支障が出ないようにするためのものとなっております。これら2案件を関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番。

13番（山崎ひろみ君）

成田市が脱退することに当たって、財産はそのままということなんですけれども、金銭的な面で成田が抜けた場合に動きというのはあるんでしょうか。今まで多分、分担金でやっていたと思うんですけども、それがただなくなるということだけでいいんですか。

議長（鎌形寿一君）

清水副町長。

副町長（清水正幸君）

基本的には成田市の脱退によって成田市の権利が消滅するというだけで、成田市の脱退によりまして香取広域市町村圏事務組合の一般事務処理費の成田市負担分が他の構成団体にはね返ってきますので、若干ふえるということとは想定できるかなと思います。

13番（山崎ひろみ君）

わかりました。

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、議案第7号、香取広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香取広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更並びに香取広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、香取広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第9号、町道路線の廃止について、及び日程第17、議案第10号、町道路線の認定について、以上、2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第9号、町道路線の廃止について、及び議案第10号、町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

町道路線の廃止、認定につきましては道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決が必要とされております。

まず議案第9号、町道路線の廃止についてですが、併せ農道事業により整備をいたしました道路を認定がえするために、一たん廃止しようとするものであ

ります。

続いて、議案第10号、町道路線の認定についてでございますが、道路改良事業によるものが1路線、農道舗装事業によるものが4路線、土地改良事業によるものが2路線、農村整備事業によるものが1路線、併せ農道事業によるものが2路線の計10路線を認定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、議案第9号、町道路線の廃止について、議案第10号、町道路線の認定についてを一括して提案内容の説明を申し上げます。

最初に、町道路線の廃止についてでございますが、議案書の23ページをお願いいたします。

町道4092号線夏目地先延長503.89メートルにつきましては、併せ農道事業により整備した路線を認定がえするために、一たん廃止しようとするものでございます。この箇所につきましては、次の24ページの廃止路線図をごらんいただきたいと思っております。緑色で表示した路線が今回廃止しようとする4092号線でございます。

続きまして、町道路線の認定についてでございますが、26ページをお願いいたします。

町道2228号線から町道4156号線までの10路線、総延長2,486.83メートルの町道認定でございます。27ページの認定路線図をお願いいたします。赤色で表示した路線が今回認定しようとする町道でございます。新宿地先の2228号線につきましては、道路改良事業により整備した路線を新規に町道認定しようとするものでございます。

28ページをお願いいたします。谷津地先の2229号線につきましては、農道舗装事業により整備した路線を新規に町道認定しようとするものでございます。

29ページをお願いいたします。小貝野地先の3121号線につきましては

土地改良事業により、また3122号線につきましては農道舗装事業により、それぞれ整備した路線を新規に町道認定しようとするものでございます。

30ページをお願いいたします。東和田地先の3123号線につきましては、農道舗装事業により整備した路線を新規に町道認定しようとするものでございます。

31ページをお願いいたします。小座地先の3124号線につきましては、農村モデル整備事業により、また粟野地先の3125号線につきましては土地改良事業により、それぞれ整備した路線を新規に町道認定しようとするものでございます。

32ページをお願いいたします。小南地先の4155号線につきましては、農道舗装整備事業により整備した路線を新規に町道認定しようとするものでございます。夏目地先の4156号線につきましては、併せ農道事業により整備した路線を新規に町道認定しようとするもので、4092号線はこれに伴う終点を変更して再度認定しようとするものでございます。

以上で議案第9号及び議案第10号の内容説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、議案第9号、町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第11号、平成23年度東庄町一般会計補正予算（第6号）から日程第21、議案第14号、平成23年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上、4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました、平成23年度東庄町一般会計補正予算（第6号）から平成23年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、4会計の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

最初に、議案第11号、平成23年度東庄町一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,978万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,650万4,000円とするものでございます。

また第2表、繰越明許費で地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めております。

次に第3表、地方債補正で新たに防災行政無線デジタル化事業にかかる起債を追加し、震災に伴う公共土木施設災害復旧事業債及び農林施設災害復旧事業

債のうち、国庫補助事業分にかかるそれぞれの起債を廃止しております。

次に、主な補正内容につきまして申し上げます。

東日本大震災による災害復旧事業につきましては、予定しておりました事業のほぼすべてが年度内に完了することから、今回の補正では昨年11月に成立した国の第3次補正予算において、災害復旧費にかかわる地方負担分が災害復興特別交付金で措置されることになったことを踏まえ、事業費の確定による減額補正とあわせて起債を減額し財源を振りかえる補正を行っております。災害復旧費全体では1億3,000万円ほどの減額補正となっております。

次に、防災行政無線のデジタル化事業です。国の第3次補正で創設されました補助金を活用し、平成23年度から25年度にかけて実施いたしたく所要の事業費を計上しております。防災行政無線につきましては昭和53年度に導入をされ、経年劣化による修繕のための部品調達が困難な状況にあることから、来年度からデジタル化へ再整備する方向で検討してまいりたいと存じます。

今回の災害の教訓を踏まえ、国が防災行政無線の整備促進を目的とした新たな補助金を創設したことから、1年前倒しで事業を実施したいものでございます。総事業費は1億5,000万円で、今回の補正では6,600万円余り計上しております。なお、本年度分につきましては工事期間の関係で平成24年度へ繰り越し事業といたします。町民の安心、安全を守る事業として進めてまいりたいと考えております。さらに、補正予算を可決いただいた後、業者選定、そして契約等の手続を経て、議会最終日に契約締結にかかわる議案を上程したく考えております。

次に、財政調整基金の積み立てであります。平成23年度の決算見込みを踏まえ財政調整基金で1億円の積み立てを行いたく計上しております。このほか、宮野台地先の町有地法面維持補修工事、介護保険特別会計への繰出金、香取市東庄町病院組合負担金などが主な内容となっております。

以上、一般会計について申し上げます。

次に、議案第12号、平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,776万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1億44万

2,000円とするものでございます。

この補正につきましては診療費の伸びに伴い、歳出においては保険給付費を、歳入におきましては前期高齢者交付金及び共同事業交付金を増額補正するものでございます。

次に、議案第13号、平成23年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ435万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,933万円とするものでございます。

この補正につきましては後期高齢者医療特別会計において、歳入の保険料収入の増加、及びそれに伴う歳出の後期高齢者医療広域連合納付金について予算の不足が生じたので補正をするものでございます。

最後に、議案第14号、平成23年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,437万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,766万2,000円とするものでございます。

内容については、介護報酬の改定に伴う電算システム改修費分の増、介護保険給付費の増・減分、地域支援事業費の過年度分返還金分の増をそれぞれ補正するものでございます。財源といたしましては、国、県、町の負担金、補助金、社会保険診療報酬支払金の公金などをもって充て、なお、不足する額については介護給付費準備基金及び前年度繰越金より充当するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、私の方から平成23年度東庄町一般会計補正予算（第6号）について、内容を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,978万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,65

0万4,000円とするものでございます。

次に第2条の繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を定めるものであります。

36ページをお願いします。

第2表です。第2款・総務費で、町有地法面維持管理事業694万1,000円、宮野台地先の町有地の法面が一部崩落し、これを復旧整備する事業です。今回の補正予算で計上させていただき、翌年度に繰り越すものです。

次に、防災行政無線デジタル化事業6,659万1,000円、町長の提案理由にありましたように、国の第3次補正により創設された補助金を活用し、防災行政無線をデジタル化し再整備を図るものです。事業内容としましては平成23年度から25年度にかけて、親局、中継局、そして67カ所の屋外子局設備を機器更新するもので、平成23年度分を翌年度に繰り越して実施したいものです。

次に、3款・民生費で、子ども手当システム改修委託63万円、子ども手当制度の改正に伴い電算システムの改修を行うものです。

次に、7款・土木費、2項・道路橋梁費で、排水整備工事480万円、舗装補修工事300万円、歩道整備工事400万円、道路改良工事2,146万4,000円、震災により災害復旧工事を優先させたことから完了が来年度にずれ込む工事があり繰り越すものです。

最後に、災害復旧費、1項・土木災害復旧費で、道路災害復旧工事180万円、青馬地先の災害復旧工事について年度の完了が見込めないことから繰り越すものです。

以上が繰り越し事業となります。

続きまして、37ページをお願いします。

第3表、地方債の補正で、防災行政無線デジタル化事業にかかる起債を追加し、限度額を5,190万円とするものです。

次に、公共土木施設災害復旧事業債及び農林施設災害復旧事業債の国庫補助事業にかかる起債の廃止ですが、震災復興特別交付税に財源が振りかわることから廃止するものです。

それでは、歳出予算の補正について申し上げますので、41ページをお願い

します。

2 款・総務費、1 項 4 目・財産管理費で、町有地法面維持管理工事費 6 6 0 万 5 , 0 0 0 円と工事監理業務委託料 3 3 万 6 , 0 0 0 円、宮野台地先の法面維持管理事業です。

次に、8 目・防災対策費で、防災行政無線デジタル化工事費 6 , 6 5 9 万 1 , 0 0 0 円、平成 2 3 年度工事として親局、中継局と 2 1 カ所の子局の機器更新を実施いたします。なお、ただいま申し上げました町有地法面維持管理工事と防災行政無線デジタル化工事は、翌年度に繰り越して実施する予定です。

次に 3 款・民生費、1 項 1 目・社会福祉総務費で、自立支援給付費 3 6 2 万 1 , 0 0 0 円、障害者福祉施設の運営安定化を図るため、給付費を増額するものです。県補助があります。

次に、介護保険特別会計繰出金で 6 2 4 万 1 , 0 0 0 円、介護保険特別会計への介護給付費分繰出金を増額するものです。

次に、8 目・オーシャンプラザ費修繕料 2 8 万 2 , 0 0 0 円、空調設備の修繕料です。

次に、2 項 1 目・児童福祉総務費で、子ども手当システム改修委託料 6 3 万円、制度改正に伴う電算システムの改修委託で、翌年度繰り越し事業となります。

次に、4 目・児童福祉施設費で、すこやか保育支援事業補助金 1 9 0 万 4 , 0 0 0 円の減額、放課後子どもプラン推進事業補助金 1 0 4 万 1 , 0 0 0 円の増額、地域子育て支援拠点事業補助金 6 7 7 万 7 , 0 0 0 円の減額、これらは事業実績や県基準額の見直しなどに伴う補正です。

次に、4 款・衛生費、1 項・保健衛生費ですが、4 2 ページをお願いします。1 目・保健衛生総務費で、香取市東庄町病院組合負担金 7 3 1 万 9 , 0 0 0 円、繰り出し基準が見直され、基礎年金拠出金にかかる公的負担金に要する経費 5 7 9 万 6 , 0 0 0 円を負担するため補正するもの、及び県派遣職員の職員給与等 1 5 2 万 3 , 0 0 0 円を負担するため補正するものです。

次に、3 目・環境衛生費で、東総広域水道企業団負担金 1 0 0 万円、震災による災害復旧事業費の負担金です。

次に、5 款・農林水産業費、1 項 5 目・農地費で、新川排水機場維持管理費

助成金 19万3,000円の減、県営ほ場整備事業負担金 272万3,000円の増、併せ農道負担金 361万3,000円の増、水資源機構営施設維持管理補助金 145万5,000円の減、以上、事業の実績、あるいは政策等による補正です。

次の環境保全型農業直接支援対策事業交付金 10万9,000円、有機農業の取り組みなど、環境に優しい農業を推進するための補助金です。2分の1の県費補助があります。

次に、10款・災害復旧費ですが、昨年4月1日付の補正予算(第1号)で、震災にかかる災害復旧事業の予算計上をし復旧事業を進めてきたところです。事業量がほぼ固まり、工事費等 1億2,941万2,000円を減額補正するものです。

次に、43ページをお願いします。

3目の公園災害復旧費ですが、新宿地先河口堰の町民ひろば駐車場の復旧事業で 100万円の減額となっています。

次に、2項・農林災害復旧費につきましては、地方債から一般財源へ財源振替を行っております。

次に、12款・諸支出金で、1項1目・基金費で、財政調整基金積立金として 1億円を計上しております。また、ふるさと応援基金へのご寄附が 41万2,000円ありましたので、計上しております。

続きまして、歳入について申し上げます。39ページをお願いします。

10款1項1目・地方交付税で、震災復興特別交付税 3,400万円を計上しております。現在確実に収入が見込める額で予算計上をしております。

次に、14款・国庫支出金、1項4目・災害復旧費国庫負担金で、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金 7,369万円の減、国の負担額確定に伴う減額補正です。

次に、2項1目・民生費国庫補助金で、次世代育成支援対策交付金 338万8,000円の減、子育て支援センターの支出実績の減額に伴い、国庫補助金を減額するものです。

次に、5目・災害復旧費国庫補助金で、都市災害復旧事業国庫補助金 144万3,000円の減額、国の補助額確定に伴う減額補正です。

次に、6目・総務費国庫補助金で、消防防災通信基盤整備費補助金1,460万円、防災行政無線デジタル化事業に対する国庫補助金です。

次に、15款・県支出金、2項2目・民生費補助金で、障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金318万7,000円、障害者福祉施設の運営安定化のための補助金です。

次に、すこやか保育支援事業補助金63万4,000円の減、放課後子どもプラン推進事業費補助金31万3,000円の増、これらは事業所の事業実績や県の補助基準額の見直しによる補正です。

次に、千葉県安心こども基金事業費補助金63万円、子ども手当制度の改正に伴うシステム改修費の補助です。

次に、4目・農林水産業費補助金で、環境保全型農業直接支援対策事業交付金5万4,000円、有機農業の取り組みなど、環境に優しい農業の推進を図る補助金です。

次に、17款・寄附金、1項2目・指定寄附金で、ふるさと応援基金へのご寄附が41万2,000円ございますので、計上しております。

次に、18款・繰入金、1項3目・介護保険特別会計繰入金49万7,000円、平成22年度の精算による繰り入れです。

40ページをお願いします。

21款・町債、1項4目・災害復旧事業債で、公共土木施設災害復旧事業債の国庫補助事業分7,660万円と、農林施設災害復旧事業債の国庫補助事業分1,330万円をそれぞれ減額しております。震災復興特別交付税への財源振替に伴うものです。

次に、5目・防災事業債で、防災行政無線デジタル化事業債5,190万円、国庫補助で賄われる部分を差し引き、起債を充当するものです。

最後に、歳出補正額に不足する額1億2,324万4,000円については、19款・繰越金において、前年度繰越金により補正させていただきました。

以上で、一般会計補正予算(第6号)の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

議長(鎌形寿一君)

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

それでは、平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の45ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,776万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億144万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によって説明をさせていただきますので、49ページをお願いいたします。

初めに歳出でございますが、2款1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては、当初予算におきまして9億3,058万円を計上したところでございます。これは前年度決算見込み額に対して1.35%の伸びを見込んだものでございますが、この1月末現在の一般療養給付費累計額は対前年を大きく上回った状況で8,056万円の不足が見込まれる中、同額を補正し10億1,114万円とするものでございます。

次に、3目・一般被保険者療養費でございますが、当初予算におきまして前年度決算見込み額に対して1.35%の伸びを見込み、1,204万8,000円を計上しておりましたので、184万4,000円の不足が見込まれるため、同額を補正し1,389万2,000円とするものでございます。

続きまして、2項1目・一般被保険者高額療養費ですが、12月定例議会におきまして1,670万円の増額補正を可決いただいたところでございますが、この補正後、1件で2,500万円の医療費で740万円という高額療養費が発生し、536万5,000円の不足が見込まれたため、同額を補正し1億3,558万円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。48ページをお願いいたします。

5款1項1目・前期高齢者交付金につきましては、当初予算におきまして3億2,100万1,000円を計上しておりましたが、平成21年度分の交付金精算による追加交付がありました。この金額が3,857万2,000円であり、この精算による追加交付金を増額補正するものでございます。

次に、7款1項1目・共同事業交付金、並びに2目・保険財政共同安定化事

業交付金ですが、これはともに高額医療費に対する交付金であります。違いは、共同事業交付金は1件80万円以上の医療費を対象にするのに対し、保険財政共同安定化事業は30万円から80万円未満を対象に、それぞれ超えた部分の100分の59に相当する額が補てんされるものでございます。増額補正の理由は、12月及び今回と歳出の高額療養費を増額補正しているように、高額療養費の伸びに伴い交付金も増額となったことによるものでございまして、それぞれ交付決定額に補正するものでございます。

続きまして、平成23年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、内容のご説明をさせていただきます。

議案書の50ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ435万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9,933万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によって説明をさせていただきますので、53ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1款1項1目の特別徴収保険料ですが、年度当初予算におきまして4,996万9,000円を計上したところでございますが、保険料収入が増額となったため35万円を増額補正し、5,031万9,000円とするものでございます。

また、同項第2目の普通徴収保険料につきましても1,236万9,000円を計上したところでございますが、1節の現年度分につきましては、特別徴収保険料と同様の理由により400万円を増額補正し、1,636万9,000円とするものでございます。なお、今回の補正にかかる後期高齢者医療保険料と納付金の関係につきましてご説明申し上げますと、被保険者から納付されました保険料をそのまま後期高齢者医療広域連合へ保険料負担金として納付するものでございます。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。54ページをお願いいたします。

2款1項1目・後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、歳入における保険料の増加に伴い435万円を増額補正し、9,654万3,000円とす

るものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。可決いただきますよう、よろしく
お願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、議案第14号、平成23年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第
2号）について、内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の60ページをお開きいただきたいと思います。歳
出よりご説明を申し上げます。

1款・総務費の補正額30万5,000円の増額につきましては、平成24
年4月からの介護報酬改定に伴いまして、電算システムを改修する必要が生じ
たため、この委託費用を増額補正するものでございます。

2款・保険給付費の補正額5,208万円の増額ですが、まず1項1目の居
宅介護サービス給付費、これはデイサービスなどの居宅介護事業所ほかをご利
用になられた方の利用料の9割が保険給付としまして事業所で支払われるもの
でございますが、当初計上より利用の増加が見込まれますので2,873万円
を増額補正するものでございます。

次に、2目・施設介護サービス給付費では介護老人福祉施設、これは特別養
護老人ホームでございますが、それと介護老人保健施設、病院の介護療養型病
床をご利用になられた方の利用料の9割を保険給付するものでございますが、
やはり利用の増加が見込まれておりますので3,411万円を増額補正するも
のでございます。

2項1目・介護予防サービス給付費では、介護度で要支援1と2の方が介護
予防事業所を利用された場合に、事業所に利用料の9割が保険給付されるもの
でございますが、当初見込みより利用が少ない状況ですので1,220万円を
減額補正するものでございます。

4項1目・高額介護サービス費では、介護給付費の増額に伴いまして対象者
の増加も見込まれますので、144万円の増額補正を計上させていただきました。

61ページをお開きいただきまして、5款1項2目23節・償還金利子及び割引料の補正額149万円の増額につきましては、地域包括支援センターの行った介護予防事業である地域支援事業について過年度分、平成22年度分の事業費が確定しまして、負担割合に応じて国、県へ返還が生じたための増額でございます。

2項・繰出金の補正額49万7,000円の増額につきましても、過年度分地域支援事業費の一般会計への返還分を増額するものでございます。

以上の結果、歳出補正額の合計は5,437万2,000円の増額、歳出合計9億7,766万2,000円となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。59ページをごらんいただきたいと存じます。

3款1項・介護給付費国庫負担金601万9,000円と、飛びますけれども、4款の支払基金交付金1,096万9,000円、それと5款の介護給付費県負担金759万7,000円、7款1項・一般会計繰入金624万1,000円については、歳出の介護給付費の増額に対応するもので、介護保険法の負担割合に基づく国、県、町の負担金と支払基金の交付金でございます。

また、7款2項・基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金1,055万4,000円については、介護給付費の支払いに不足する額の一部を基金の取り崩しにより充当するものでございます。

次に、戻りますが、3款2項4目・介護保険事業費補助金の補正額15万2,000円については、歳出1款・総務費に計上している電算システムの変更に要する費用について、その2分の1を国庫が補助するものでございます。

8款・繰越金の補正額1,284万円の増額につきましては、歳出になお不足する補正財源を前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は5,437万2,000円の増額、歳入合計9億7,766万2,000円となります。

以上で、平成23年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。ご審議の上、原案のとおり可決くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

11番。

11番（多田和弘君）

2点ほど質問させていただきます。1点目は42ページの保健衛生総務費7,548万2,000円で、香取市東庄町病院組合負担金ですけれども、先ほどの説明で繰り越し基準が見直されたというふうな何か話が出たような気がします。ちょっとわかりやすく説明していただきたいと思います。

それと、介護保険の方の60ページの介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費ですけれども、これが予想以上に低かったということで利用率が低かったということですが、これはどうして低かったのでしょうか。この2点についてお聞きしたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、香取市東庄町病院組合負担金の関係で、これにつきましては公営企業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費に対しての平成22年度までの繰り出し基準は前々年度に、平成21年度において経常収益と経常費用を比較して経常収益が多い場合、つまり黒字となっている場合は対象としないこととなっております。小見川総合病院がそれに該当したことから、平成23年度当初予算には計上されませんでした。

しかし、平成23年度になってから前年度において繰越欠損金がある場合は、職員の基礎年金拠出金に係る公的負担額と繰越欠損金額のいずれか少ない方の額を上限として繰出金の対象とするよう改正がされました。そういう中で、今回拠出金の公的負担金分がふえたということで、本町分について14%分、それと県の職員分として補正をさせていただきました。

よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、2点目の介護予防サービス給付費の減額でございますけれども、

こちらにつきましては、予算算出の際には平成21年度と22年度の事業実績をもとに算出しておいたわけですが、23年度は利用者が少なくなったということで、結果的にこの額を補正させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

ありがとうございます。病院の黒字の場合には計上しなくても、出さなくてもよかったけれども、赤字になったから出すということですよ。これに今度、合計で7,500万になりますけど、ということはこれからも赤字になったらこの額というのはふえていくということなんですかね、負担が。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

ただいま説明しましたように、可能性としてはそのような動きになってくると思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

これは上限額、すなわち赤字をこれは負担していきますけれども、ふえていきますけれども、この上限というのは決めているんですか。それとも青天井というか、出せるだけ出していくということなんですか。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

職員の基礎年金拠出金に係る公的負担額と繰越欠損金額のいずれか少ない方の額を上限として繰出金の対象とするように改正されたということで、具体的に申し上げますと、小見川総合病院の会計の方で繰越欠損金額は7億3,537万円ほどで、対象職員は184名分の平成23年度の基礎年金拠出金の公的

負担額が4,140万円と見込まれております。そういう中で本町の負担分については基礎年金分、それと県派遣職員分の負担金を補正したいものでございます。

議長（鎌形寿一君）

よろしいですか。

11番（多田和弘君）

はい、わかりました。

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、議案第11号、平成23年度東庄町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成23年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成23年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成23年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定しました。

これで延会します。

7日の会議は、定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

(午後 4時57分 延会)